

平成29年 2月28日

1.出席議員

1番	杉原元博	9番	角田一美
2番	片淵清次郎	10番	伊東茂
3番	樋口作二	11番	松本未治
4番	中村和典	12番	徳村博紀
5番	松田義太	13番	福井正
6番	中村一堯	14番	松尾征子
7番	稲富雅和	15番	光武学
8番	勝屋弘貞	16番	松尾勝利

2.欠席議員

なし

3.本会議に出席した事務局職員

事務局長	有森弘茂
議事管理係長	迎英昭
議事管理係主査	江頭英喜

4 . 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	橋	村		勉
市	民部長兼福祉事務所長	打	上	俊	雄
産	業	有	森	滋	樹
建	設	森	田		博
会	計	吉	田	範	昭
総	務課長兼人権・同和对策課長	大	代	昌	浩
企	画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事	土	井	正	昭
企	画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長	寺	山	靖	久
市	民	幸	尾	か	おる
税	務	川	原	逸	生
福	祉	橋	村	直	子
保	険	田	崎		靖
農	林	中	島	憲	次
産	業	橋	口		浩
農	業	江	口	清	一
商	工	山	浦	康	則
産	業	江	島	裕	臣
都	市	岩	下	善	孝
都	市	岸	川		修
環	境	栗	林	雅	彦
水	道	小	野	原	隆
教	育	染	川	康	輔
教	育	針	長	三	州
生	涯	山	崎	公	和

平成29年2月28日（火）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 報告第1号 専決処分事項の報告について（交通事故による損害の賠償）（報告）
- 日程第3 議案第8号 鹿島市犯罪被害者等支援条例の制定について（大綱質疑、総務建設環境委員会付託）
- 日程第4 議案第9号 鹿島市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について（大綱質疑、総務建設環境委員会付託）
- 日程第5 議案第10号 鹿島市職員の育児休業等に関する条例及び鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第11号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第12号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第13号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第9 議案第14号 鹿島市子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第10 議案第15号 鹿島市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第11 議案第16号 平成28年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第12 議案第17号 平成28年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第13 議案第18号 平成28年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第14 議案第19号 平成28年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第15 議案第20号 平成28年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第2号）について（質疑、討論、採決）

午前10時 開議

議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。有森事務局長。

議会事務局長（有森弘茂君）

おはようございます。諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案2件の追加提出がありました。議案番号及び議案名は、お手元に配付いたしております議案書その2の目次に記載のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

議案第21号、議案第22号を上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

市長（樋口久俊君）

おはようございます。それでは、追加議案について申し上げます。

本日、追加提案をいたします議案は、請負契約の変更が1件、補正予算が1件の計2件でございます。

まず、議案第21号 防災情報伝達システム整備工事（CATV屋内放送システム分）の請負契約の変更について申し上げます。

昨年度から実施をまいりましたCATV屋内放送システムの整備につきまして、設置件数等が確定し精算を行いました結果、契約金額に変更、減額でございますが、生じたので、改めて議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第22号 平成28年度鹿島市一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。

今回の補正は、予算の総額から15,300千円を減額し、補正後の総額を14,289,666千円としたものでございます。

補正の内容といたしましては、ノリの色落ち対策としましてノリ養殖漁場環境改善対策事業を追加計上いたしておりますほか、継続費を設定しております防災情報伝達システム整備事業につきまして、先ほど申し上げましたとおりCATV屋内放送システムの事業費が確定をいたしましたので、総額及び年割額の28年度分を減額いたすものでございます。

以上、追加提案いたしました議案について説明をいたしましたが、詳細につきましては、御審議の際、担当の部長または課長が御説明いたしますので、よろしく御審議いただくよう

お願い申し上げます。

以上でございます。

日程第2 報告第1号

議長（松尾勝利君）

次に、日程第2・報告第1号 専決処分事項の報告について（交通事故による損害の賠償）であります。

当局の説明を求めます。山崎生涯学習課長。

生涯学習課長（山崎公和君）

おはようございます。それでは、報告第1号 専決処分事項の報告について御説明いたします。

議案書の1ページをお開きください。

市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により、次のように専決処分しましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分は、交通事故による損害の賠償で、事故の内容は庁用車による追突事故でございます。

事故の発生日時は平成28年12月12日でございます。場所は国道207号の上り車線、中川バス停の手前20メートル付近でございます。

事故の概要ですが、職員が庁用車で北鹿島体育館の現地に向かう途中、現場付近が渋滞ぎみで徐行運転をしていたところ、車内の落下物に気をとられて目をそらした瞬間に、前の車が停止し、そこに追突をしたものでございます。相手方の車両の後部を破損させております。

相手方は鹿島市内にお住まいの女性で、用心のため当日に医療機関に通院をされておりますが、けがなどはなかったとのことです。

平成29年2月10日に相手方と示談が成立いたしましたので、同日に市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分をいたしました。

また、相手方の損害賠償金額327,142円は全て全国市有物件災害共済会の保険金で賄っております。

職員の自動車運転につきましては、安全運転に十分注意をするように日ごろから指導しているところでございますが、今後なお一層徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上、御報告いたします。

議長（松尾勝利君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

質疑はないようですから、以上で報告第1号は終わります。

日程第3 議案第8号

議長（松尾勝利君）

次に、日程第3・議案第8号 鹿島市犯罪被害者等支援条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。大代総務課長。

総務課長（大代昌浩君）

それでは、議案第8号 鹿島市犯罪被害者等支援条例の制定について御説明いたします。

議案書は9ページ、それから議案説明資料は1ページからとなります。

提案理由は、犯罪被害者等の支援に関する基本事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、安心なまちづくりを実現したいので、この案を提出するものでございます。

議案説明資料のほうで御説明いたしますので、資料のほうをごらんください。

条例制定に当たり、まずその背景について御説明いたしますと、さまざまな犯罪等が後を絶たない昨今において、実際に被害に遭った犯罪被害者等は困難に直面し、社会において孤立し、さらには精神的、経済的被害等、副次的な被害に苦しめられることも決して少なくありません。また、誰もが犯罪被害者等となる可能性がある中、被害に遭われた本人はもとより、その家族の方など犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護を図ることが必要となります。このような背景のもと、関係行政機関及び民間の団体等と連携を図りながら犯罪被害者等のための施策を推進するため、この条例を制定するものでございます。

続きまして、条例の概要につきまして御説明いたします。

まず、責務としましては、市は犯罪被害者等基本法の基本理念にのっとり、犯罪被害者等を支援し、佐賀県、警察、民間の関係機関と連携を図りながら協力しなければならないとし、市民等の責務としましては、犯罪被害者等の名誉等を害することのないよう配慮し、市などが行う支援に協力するよう努めなければならないとしております。

支援のための施策としましては、相談、情報提供、これは被害に遭い、どうしてよいかわからない、どこに相談してよいかわからないといったところの総合的な相談から個別の実情に応じた相談や、どんな支援がどこで受けられるのかなどの情報提供に至るまで、そして助言、付き添いなどの日常生活の支援、遺族見舞金や傷害見舞金の支給、市民等の理解を深めるため広報、啓発でございます。

続きまして、パブリックコメントの実施状況でございますが、鹿島市パブリックコメント手続実施要綱に基づきまして、市のホームページ、市報、ケーブルテレビにおいて意見公募の周知をしたところでございます。意見公募期間は1月18日から2月10日までとし、その結果、この条例に関しての御意見はありませんでした。

施行期日は本年4月1日からとするものでございます。

2 ページをお開きください。

参考までに、犯罪被害者等基本法第3条の基本理念の抜粋を載せております。法における基本理念は、全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有し、施策としましては被害の状況及び原因、置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられ、再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるようにするといったものでございます。

それでは、条例の各条文について御説明をいたしますので、議案書のほうに戻りまして、議案書の10ページをごらんください。

第1条は「目的」で、法に基づき鹿島市における犯罪被害者等の支援に関して基本となる事項を定め、支援のための施策を推進し、被害の軽減及び回復を図り、安心なまちづくりの実現の寄与をするものでございます。これは第六次鹿島市総合計画の第3章、都市基盤の整備、環境の安全の5番目の安全・安心を掲げているところでもあります。

第2条は用語の定義でございまして、犯罪等及び犯罪被害者等の定義は、犯罪被害者等基本法と同様でございます。第1号の犯罪等とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為としております。犯罪とは個人の生命、身体または財産上に危害を及ぼす行為など、刑法その他の刑罰法を科される行為であります。また、これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為とは、犯罪ではないがそれに類似する同様の行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼすような性質を有する行為としております。例えば、ストーカー行為におけるつきまとい、配偶者からの暴力で、いわゆる精神的な暴力、または性的な暴力、高齢者虐待における高齢者を衰弱させるような著しい減食などでございます。

2号の犯罪被害者等とは、犯罪等により害をこうむった者及びその家族または遺族で、市内に住所を有する者としております。市内に住所があつて、仕事や学業、旅行等で市外において被害を受けた方も対象となります。

4号の市民等とは、市内に居住している者、市外からも含めて市内に通勤、通学し、または滞在している者及び市内において事業活動を行っている者としております。2号の犯罪被害者等とは異なり、ここでの市民等は第4条の責務が課せられ、第6条に規定しております見舞金の支給対象とは異なるということになります。

第3条は「市の責務」で、先ほど申しました法の基本理念にのっとり、市が犯罪被害者等の支援を実施する責務があることを明確にし、市が支援するに当たり国、県、警察、その他の関係行政機関、公共的団体、民間団体との適切な役割分担を踏まえて、総合的に施策を推進するために必要な措置を講じるものであります。

第4条は「市民等の責務」で、先ほどの第2条の定義の第4号にあります市民等は、犯罪被害者等の名誉または生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならないとしております。

犯罪被害者等のこうむった心身の苦痛及び生活上の不利益等は、当事者以外の者にははかり知れないものがありますので、不用意な心ない言動から副次的な被害が生じ、苦しめることのないように配慮するよう努めるべきであるということを定めたものでございます。

11ページをごらんください。

第5条は「相談及び情報の提供等」で、犯罪被害者等が直面しているさまざまな相談に対し市や他の関係機関、団体のいろいろな支援について情報提供し、また犯罪被害者等が幾つもの窓口で相談することによる精神的な苦痛の軽減のため、総務課の防災係に総合窓口としてワンストップサービスに努めることとします。あくまでも対策室等の専門の部署を設けたり、看板等でアピールしたりせず、担当を物理的に明確にすることで、相談者がその部署の職員と話している際に、犯罪被害者等であることが周囲の人間に明らかになってしまうことを防ぐためにこのような対応としておりますが、市役所内に相談窓口があるということについての広報、周知は十分にやっていきたいと考えております。

第6条は「犯罪被害者等見舞金の支給」で、犯罪行為により死亡し、または傷害を受けた犯罪被害者等に対し、遺族見舞金については300千円、傷害見舞金については100千円を支給するものでございます。ここでいう犯罪行為とは、第2条の定義の第5号にありますが、日本国内等において行われた人の生命または身体を害する罪に当たる行為で、緊急避難、心神喪失、または責任年齢に満たないことにより罰せられない行為を含むものとし、正当行為または正当防衛により罰せられない行為及び過失による行為を除くこととしております。経済的支援は、国レベルで整備されていくものでございますが、犯罪被害者等給付金支給制度は、支給されるまでの期間が長くなることから、支給までの期間を補完するため見舞金という形で市独自に迅速な経済的な支援を行うものでございます。具体的な支給対象者は規則で定めることといたしております。

第7条は「日常生活の支援」で、精神的なケア、破壊された生活の維持や回復への支援、犯罪に遭遇したことに伴う行政手続や法律相談など、広範囲な分野に及ぶとともに、犯罪の種類や被害の程度、被害者の生活実態などに応じて多様に対応するもので、例えば、精神的ショックで育児に手がつかなくなってしまう場合には保健師等による養育支援訪問、心の健康相談の実施、手続等に不安がある場合は、各行政機関や裁判所等への付き添い、それから自宅が犯罪等の現場になり住めなくなってしまう場合などの不動産会社等への付き添い、生活が困窮している場合は就労支援員による職のあっせん、生活保護などでございます。

第8条は「広報及び啓発」で、犯罪被害者等の支援等について、市民の理解を深めるために広報、啓発に努めることとしております。具体的には、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉または生活の平穩への配慮の重要性、犯罪被害者等の支援で、このようなことが市民等が犯罪被害をこうむったときの相談窓口の案内ということだけでなく、地域社会に支援の輪を広げる上でも重要なことであるため、広報、啓発を行っていくものでござ

います。

第9条は支援を行わないことができる場合とし、犯罪被害者等が犯罪を誘発した場合など、支援を行うことが社会通念上、適切でないと認められるときは支援しないこととするものでございます。

第10条は規則への委任で、遺族見舞金や傷害見舞金の支給に当たり、その対象範囲や申請方法等を定めるものでございます。

最後に、条例の施行期日は平成29年4月1日を予定しております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどどうぞよろしく申し上げます。

議長（松尾勝利君）

これより質疑に入りますが、本議案は常任委員会付託が予定をされておりますので、議案に直接関係する大綱質疑をお願いします。

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、ただいま審議中の議案第8号は会議規則第36条第1項の規定により、総務建設環境委員会に付託をいたします。

日程第4 議案第9号

議長（松尾勝利君）

次に、日程第4 議案第9号 鹿島市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。大代総務課長。

総務課長（大代昌浩君）

それでは、議案第9号 鹿島市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書は12ページ、議案説明資料は3ページからとなります。

提案理由は、職員を公益的法人等へ派遣するために必要な事項を定めたいので、この案を提出するものでございます。

まず、議案説明資料で御説明いたしますので、説明資料のほうをごらんください。

制定の理由は、先ほど申し上げましたとおりでございますが、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づきまして、必要な事項を定めるものでございます。

次に、この公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律について御説明いたしますと、目的としまして公益的法人等との適切な連携協力を図り、さまざまな行政課題に対応していく必要があることが多くございます。このようなことから、この法律が平成12年に制定されました。鹿島市では、従来さまざまな形で公益的法人等との協力関係を構築し

てきましたが、今後、地方創生、それから地域主権がますます進展していく中、公益的法人等との連携をより一層強化していくことが求められていくことが想定されます。そこで、今回、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づきまして、条例で必要な事項を規定することにより、必要としている公益的団体等に人的支援を行っていきながら、多様な行政サービスの効率的、効果的な提供に努めていくものでございます。

続きまして、条例で規定する主な内容でございますが、法律に基づき条例に委任されております事項を規定するもので、派遣職員に関しまして派遣できる職員、それから派遣先団体との合意事項、派遣職員がもとの職務に復帰する場合、給料等の処遇関係など、さまざまな取り決め事項を定めているところでございます。

施行期日は平成29年4月1日を予定しております。

資料4ページをお開きください。

参考までに法律の抜粋、第1条の「目的」のところを掲載しております。

続きまして、条例の各条文について御説明をいたします。議案書の13ページをごらんください。

第1条は「趣旨」でございまして、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、先ほど申しました職員を派遣する場合、法に定められている以外に条例に委任された取り決め事項がございますので、これらを条例で定めるという趣旨を規定しております。

第2条は、第1項が派遣できる職員の団体を規定しておりますが、法では、例えば、一般社団法人または一般財団法人、それから地方独立行政法人、また別に政令で定める法人としまして身近なものとしまして医療法人、漁業協同組合、社会福祉法人、商工会議所、森林組合、土地改良区、農業協同組合など合わせて100以上もの法人でございますが、このうち規則で定めるものとの間の取り決めに基づき職員を派遣することのできる法人として、その業務の全部または一部が市の事務または事業と密接な関連を有し、また市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして派遣できるようにするもので、本市で想定しておりますのは社会福祉法人鹿島市福祉協議会、それから公益的法人鹿島市シルバー人材センターの2団体でございます。

第2項では派遣できない職員として各号に定めており、臨時的任用職員、非常勤職員、条件つき採用職員などを規定しております。

14ページをお開きください。

第3項では、法第2条第3項において派遣職員に際しまして、派遣先となる団体との取り決めには、報酬その他の勤務条件、従事すべき業務、派遣期間、職務への復帰に関する事項を合意しておくべき事項が法で規定されておりますが、それ以外の合意事項、福利厚生及び派遣先団体における業務の従事状況の連絡に関する事項を定めております。

第3条では、派遣した職員を職務に復帰させる場合を想定しているもので、第4号から第6号では、派遣した職員にその派遣期間中、分限処分や懲戒処分となる理由があった場合には復職させることとしております。

第4条は「派遣職員の給与」の規定でございます。法第6条第1項においては、派遣職員にはその職員派遣の期間中、給与を支給しないということになっております。しかしながら、法第6条第2項において派遣先団体において従事する業務が地方公共団体の委託を受けて業務、地方公共団体と共働して行う業務、地方公共団体の事務、支援すると認められる業務であって、その実施により地方公共団体の事務もしくは事業の効率的、効果的な実施が図られると認められるものである場合などにおいては、条例で定めることにより派遣の期間中、市が給与を支給することができることとされており、その規定を定めているものでございます。

第5条は「職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例」で、派遣先団体での業務による負傷等の後、職務に復帰した職員がその負傷の影響により休職状態が継続した場合における給与支給の特例について規定しており、こういった場合には派遣先団体での業務を公務とみなして復職後も給与の全額を支給するというものでございます。

15ページの第6条は「派遣職員の復帰時における処遇」で、職務に復帰した職員に対して支給する給与は、例えば、派遣先団体での業務を公務とみなすなどして給料を昇給させるなどの必要な調整を行うことができることについての規定でございます。

第7条は退職手当条例の特例で、職務に復帰した職員に対して支給する退職手当は派遣先団体での業務を公務とみなすなど、市で従事していた場合と同様の退職手当の支給に関する措置を適用できることについて規定しております。

第2項においては、派遣期間中も勤続期間として、第4項においては派遣期間中に退職した場合には、給料について必要な調整を行うなどして退職手当を計算することができるものとしております。この規定は現職の職員を想定したときの規定になり、一旦退職した再任用職員には該当しないということになります。

第8条は、市長部局以外の職員を派遣した場合、その任命権者は市長に対して派遣した職員の派遣先団体における処遇の状況や派遣後、職務に復帰した職員の処遇の状況等について報告するものでございます。

第9条は規則への委任で、第2条第1項及び第2項、第6条並びに第8条の規定中、規則に委任する部分について、別に条例施行規則で定めることについて規定をしているものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（松尾勝利君）

これより質疑に入りますが、本議案は常任委員会付託が予定をされておりますので、議案に直接関係する大綱質疑をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、ただいま審議中の議案第9号は会議規則第36条第1項の規定により、総務建設環境委員会に付託をいたします。

お諮りします。議案第10号から議案第20号までの11議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第10号から議案第20号までの11議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第5 議案第10号

議長（松尾勝利君）

次に、日程第5 議案第10号 鹿島市職員の育児休業等に関する条例及び鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。大代総務課長。

総務課長（大代昌浩君）

それでは、議案第10号 鹿島市職員の育児休業等に関する条例及び鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は17ページ、議案説明資料は5ページからとなります。

提案理由は、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴いまして、職員の育児休業などについて所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

議案説明資料で御説明いたしますので、説明資料の12ページをお開きください。

まず、改正理由ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴いまして、職員の育児支援・介護支援に係る規定について、所要の改正を行うものでございます。

次に、主な改正内容ですが、働きながら育児・介護がしやすい環境づくりをさらに進めるための、先ほどの法改正の趣旨にのっとり、鹿島市職員の育児休業等に関する条例、それから鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例につきまして、育児支援制度に係る子の範囲の拡大などの改正を行うものでございます。

なお、今回の改正は昨年12月定例会におきまして、鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を行いましたが、その際、国の規則等でまだ明らかにならなかった分について、今回、国のほうで整備が整いましたので、これに準じて補足した形での改正を行うものでございます。

まず、1点目が育児支援制度に係る子の範囲を拡大するものでございます。養子縁組を希望する養育里親である職員に養育されているが、実親等の同意が得られないため、養子縁組の手続きができない児童についても育児支援制度の対象とするものでございます。例えば、虐待する保護者にかわって子供の養育を行うため、里親へ養育する場合、その親権を行う者の意に反しては養子縁組の手続きを行うことができません。そういった場合、家庭裁判所の承認を得て措置することになりますが、そういった場合でも育児休業が承認されるというものでございます。

第2点目が、既に育児休業または育児短時間勤務をしたことがある職員が、同じ子について再び育児休業等を取得することができる事情の追加をするものでございます。その事情というのが、育児休業等をしている職員がその育児休業等に係る子とは別の子に係る育児休業等を承認されたときは、これまでの育児休業等は取り消されることになりますが、その別の子が特別養子縁組の途中である場合に、その特別養子縁組が成立しなかったときなどには、再度、最初の承認を取り消された子に係る育児休業等を取得することができるというものでございます。

13ページをごらんください。

第3点目が、部分休業の承認方法の変更でございます。昨年12月の条例改正におきまして、法改正により介護時間が新設されたことに伴い、部分休業を請求した職員が介護時間を承認されている場合には、その時間を減じた範囲内で部分休業を承認するというものでございます。具体的には、1日につき2時間を超えない範囲内で介護時間が承認される制度が新設されましたが、介護時間の承認を受けた職員が合わせて育児のための部分休業の承認を得る場合、その部分休業の時間は育児時間を承認される場合と同様、2時間から介護時間の承認を受けた時間を超えない範囲内で行うものとするものでございます。参考までに部分休業と介護時間について説明をここで上げております。

最後に、そのほかに介護を行う職員の時間外勤務の制限や児童福祉法の改正に伴う表現の整理を行っているものでございます。

施行期日は公布の日からとしておりますが、児童福祉法の改正に伴うものにつきましては平成29年4月1日からとしております。

資料の5ページから11ページまでは新旧対照表となりますが、第1条及び第2条による改正が鹿島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正、第3条及び第4条による改正が鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正で、児童福祉法の一部改正の施行期日の関係で施行期日が異なることから、それぞれの条例を2回に分けて改正を行うものでございまして、これまで御説明しました内容について所要の改正を行っているものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いします。

議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第10号 鹿島市職員の育児休業等に関する条例及び鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第10号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第11号

議長（松尾勝利君）

次に、日程第6 議案第11号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。大代総務課長。

総務課長（大代昌浩君）

それでは、議案第11号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は21ページ、議案説明資料は14ページからとなります。

提案理由は、管理職員特別勤務手当を導入することに伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

まず、この管理職員特別勤務手当について御説明いたしますので、議案説明資料の16ページの2番目の項目をごらんください。

管理職員特別勤務手当は、臨時または緊急の必要等がある場合におきまして、明示の指示またはそれが想定される状況下、例えば、大雨警報が発令された場合などは災害対策連絡室が設置されることとなりますが、そういった場合、部長、課長、参事などの管理または監督の地位にある職員が週休日や勤務日の午前0時から午前5時までの間にやむを得ず勤務に従事したときに支給されるものでございます。

国家公務員に係るこの手当は、平成3年の人事院勧告に基づきまして、週休日等の勤務手当が平成4年から運用が開始されて、その後、平成26年の人事院勧告に基づき、週休日等以

外の日の午前0時から午前5時までの間の勤務が支給対象として追加をされております。

同様の手当は県内10市のうち7市で既に運用がなされており、残る3市のうち1市が既に平成29年4月1日から運用を開始されることとなっており、本市ともう1市がまだ運用していないというような状況でございます。

続きまして、鹿島市における現状でございますが、臨時または緊急の必要等がある場合、具体的には災害、防疫、公害その他緊急事態につきまして、それらの対策のための体制を整えております。中でも災害対策の体制としまして鹿島市地域防災計画に基づき災害対策本部、または災害対策連絡室などの設置を定めております。安全・安心に対応するため、機能的かつ充実した体制を整えたことや、御承知のとおり近年では気象警報発令が頻発化していることから、これらの体制を設ける頻度が増加傾向にあります。これは資料17ページの参考を示しております平成27年度及び今年度の時間外対応となった災害体制をごらんいただきますと、おわかりになるかと思えます。災害時には充実した人員配置をできない場合や十分な機能性を発揮させる必要がある場合など、各部門のトップに配置している部課長、監、参事である管理職員は、その求められる職務の範囲が拡大し、職務の困難性が非常に高まっている現状にあります。その一方で、管理職員の人事管理上の処遇については、超過勤務手当等の支給制度の運用はなく、現在では休日出勤して平日に休暇を取得する振りかえ休日制度のみでございます。そこで、夜間や休日等の災害等出勤の際における管理職員特別勤務手当を導入することにより、臨時または緊急性を有する業務であることを明確にし、安心して出勤できる環境の整備を図り、防災体制等の機能充実を図るものでございます。

次に、主な改正内容でございますが、臨時または緊急の必要により、週休日等または週休日以外の日の午前0時から午前5時までに勤務した場合、管理職員特別勤務手当を支給することとし、具体的な金額については、資料の17ページ、上のほうの表をごらんいただきますと、週休日等に6時間以下の勤務1回につき6千円、6時間を超えて勤務した場合は1.5倍の9千円とし、平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合は3千円を支給するものでございます。

また、この金額は低額で、国家公務員の支給基準の最も少ない金額であります地方の出先機関の課長職クラスとしており、本市では部長、課長等での役職別の単価は設けないこととします。

施行期日は平成29年4月1日を予定しております。

説明資料の14ページ、15ページは新旧対照表でございます。第17条の2として「管理職員特別勤務手当」の規定を新たに加えております。ここでは手当の上限を定めておりますが、実際支給する金額は規則で定め、先ほど申し上げました金額を支給する予定でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いします。

議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決をします。議案第11号 鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第11号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第12号

議長（松尾勝利君）

次に、日程第7 議案第12号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。大代総務課長。

総務課長（大代昌浩君）

それでは、議案第12号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は24ページ、議案説明資料は18ページからとなります。

提案理由は特殊勤務手当の支給方法を見直すことに伴いまして、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

議案説明資料で御説明いたしますので、説明資料の19ページをごらんください。

まず、改正理由ですが、特殊勤務手当に該当するもののうち、動物死体処理作業従事職員に対して支給する特殊勤務手当の支給方法について見直しをするための所要の改正を行うものでございます。

この特殊勤務手当と申しますのは、著しく危険、不快、不健康、または困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務に従事する職員に対して支給するものでありまして、その業務の一つが動物死体処理作業ということになり、現在主に環境下水道課の職員が従事しております。

改正内容ですが、現在、動物死体処理作業従事職員に対しまして支給する特殊勤務手当は日額制としており、1日に1件の死体処理をしても複数件処理をしても同額となっているところでございます。そこで、現在の取り扱い状況を鑑みて、件数制とし、支給の見直しを図

るものでございます。

ちなみに、平成27年度及び平成28年度の実績をここに掲げておりますが、平成27年度で全支給件数が235件、そのうち1日に複数件従事したのが、件数としては多くありませんが、11件で、これを件数制とした場合の手当額の増加見込み額が2,970円となります。平成28年度では、昨年12月末現在で全支給件数が174件、そのうち複数件従事したのは12件で、件数制にした場合3,240円の増加見込みとなります。

施行期日は平成29年4月1日を予定しております。

資料18ページは新旧対照表でございまして、第5条第2項の「日額」を「取扱1件につき」と改めるものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第12号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第12号は提案のとおり可決されました。

日程第8 議案第13号

議長（松尾勝利君）

次に、日程第8 議案第13号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。川原税務課長。

税務課長（川原逸生君）

それでは、議案第13号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

議案書は26ページでございます。

提案理由は、地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出する

ものでございます。

説明は議案説明資料でいたしますので、御準備をお願いいたします。

20ページから新旧対照表、31ページからが改正内容等となっております。

改正内容等で説明をいたします。31ページをお願いいたします。

1、改正理由でございます。地方税法等の一部を改正する等の法律の中で、消費税率10%の引き上げ時期から施行されたものにつきまして、引き上げ時期を平成31年10月1日とする法律改正が行われたことに伴いまして、所要の改正をいたすものでございます。改正法律名等については下記に掲げているとおりでございます。

2、改正内容でございます。(1)軽自動車税の環境性能割の創設でございます。車を取得した際、県税として自動車取得税が課税をされておりますが、消費税率10%への引き上げ時において自動車取得税が廃止をされ、新たに市税であります。軽自動車税、そして県税である自動車税にそれぞれ環境性能割が創設をされるものでございます。これは3輪以上の軽自動車を取得したときに課税をされるものでございます。新車、中古車を問わず取得価格が500千円を超えるものが対象となります。

なお、軽自動車税に新たに市税として環境性能割が加わりますので、現行の軽自動車税は保有に対する課税分でございますが、環境性能割と区別をするために種別割と名称の変更がなされます。下の図には制度改正前と改正後のイメージ図を掲載しておりますので、御参照ください。

32ページをお願いいたします。

環境性能割の税率は表の記載のとおり、環境性能燃費基準値の達成度に応じて非課税のものから2%までとなっております。

(2)法人市民税、法人税割の税率の見直しでございます。法人税制の一体的な見直しの一つでございます。今回の改正により法人市民税法人税割の税率を12.1%から8.4%といたすものでございます。税率を引き下げた分を国税であります地方法人税として国が徴収をし、地方交付税の原資とされるものでございまして、地域間の税源の偏在性を是正いたし、財政力格差の縮小を図るための制度となっております。

33ページをお願いいたします。

(3)住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除でございますが、適用期限の延長でございます。個人住民税における住宅ローン減税制度の適用期限について、平成31年から平成33年までの2カ年度延長されるものでございます。

3、施行期日は平成31年10月1日としております。なお、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長は交付の日といたすものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第13号 鹿島市税条例等の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第13号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩をしたいと思います。11時10分から再開いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第9 議案第14号

議長（松尾勝利君）

次に、日程第9 議案第14号 鹿島市子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。橋村福祉課長。

福祉課長（橋村直子君）

それでは、議案第14号 鹿島市子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は33ページから、議案説明資料は34ページからでございます。

今回の条例改正は、今年度から子育て支援センターで着手しております子育て援助活動支援事業を来年度から本格的に実施するために新たに事業を追加することに伴い、本条例を所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

内容につきましては、議案説明資料で御説明いたしますが、34ページは後ほど御説明いたします。

次の35ページをごらんください。

今回の改正理由は、子育て支援センターの事業として、新たに子育て援助活動支援事業を

実施し、鹿島市における、さらなる子育て支援の充実を図りたいので、今回所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、本条例に定めております子育て支援センターで実施している事業に、子育て援助活動支援事業を新たに追加するものでございます。

子育て援助活動支援事業は、一般的にファミリー・サポート・センター事業と申しまして、児童福祉法第6条の3第14号に定められている事業であり、子育ての援助を受けたい者と、子育ての手伝いができる者とが会員となり、地域で子育ての助け合いを行う子育て総合援助活動に関して、連絡、調整など必要な支援を行う事業でございます。

ここでファミリー・サポート・センター事業の詳細について、次の36ページで御説明いたします。

ファミリー・サポート・センターは、市民交流プラザ4階の子育て支援センター内に置き、アドバイザー1名を配置します。援助を受けたい依頼会員と手伝いができる援助会員は、事前に会員登録しておき、依頼会員に援助が必要となったときは、からの流れで事業が遂行されます。

援助会員は有償ボランティアであり、曜日や時間帯によって1時間700円から900円の報酬が依頼会員から支払われます。

施行期日は、平成29年4月1日でございます。

ここで34ページの新旧対照表をごらんください。

第4条「事業」において、旧の欄の第1号の次に、今回新たに加えます子育て援助活動支援事業を第2号として挿入しております。よって、旧の第2号以降が繰り下がることになります。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。8番勝屋弘貞議員。

8番（勝屋弘貞君）

子育て支援というところで事業が充実していくこと、非常にうれしいことでございます。

依頼者さんと援助者さんの間には報酬があるということですがけれども、大体報酬の額というのはどのぐらいになるのでしょうか、報酬額。

議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

福祉課長（橋村直子君）

まず、平日と土日祝と分かれておりまして、平日の朝7時から9時までが800円、9時から17時が700円、17時から21時が800円、土日祝日が7時から9時までが900円、9時から17時が800円、17時から21時が900円というふうに、平常の9時から17時の時間帯が700円なり

800円ですが、朝の7時から9時と夕方17時から21時が100円加算となっております。

議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

8番（勝屋弘貞君）

そしたら、考えてはいかんことなんでしょうけど、お子様に不測の事態があった場合、そういったところの責任問題、サポートセンターのアドバイザーのほうにも選んだという、この方に援助会員さんをサポート依頼した、選んだという責任が出てくると思いますけれども、もし何かあった場合のときの責任問題等どういうふうになるんでしょうか。

議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

福祉課長（橋村直子君）

全国に、一般社団法人女性労働協会というところから選定してあります地域子育て支援事業補償保険というものがございます。市が実施主体ですので、こちらのほうに鹿島市から保険に加入しまして、援助会員及び支援をしている子供さんに関する保険等がさまざまございますので、特別な過失以外の一般的な突発的な事故など、傷害とか、あと入院保険とか、そういうものに保険がございます。

議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

8番（勝屋弘貞君）

保険を準備されるということですね。その辺は大丈夫でしょう。保険に入っておけば、金銭的なところでは大丈夫と思いますが、この人をお願いする、選ぶというところで、賠償云々はそういうことで済ませることもできるかもしれませんが、やっぱりしっかり人を選ばにゃいかんということがありまして、ここに研修会を開催するということですが、どういった内容の研修を催される予定なんでしょうか。

議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

福祉課長（橋村直子君）

この事業は、28年度から準備に取りかかっておりまして、今年度12回にわたって養成講座を開きました。この中でいろんな講座がありますが、医師による心身の発育と病気とか、あと救命救急士による子供の安全・応急処置、あと養護教員によるデートDV、またレクリエーションや折り紙、また保健師による小児看護の基礎知識、こういったもので、あらゆる子育てに関する講座を開催しております。

ただ、新年度からは、こういう講習を受けられていない方の登録に関しては講座を受けていただくということで、幾つかの講座を準備しておりますので、年度当初から、まずは講座

に出席していただいて、ある程度の知識を得てもらって援助をしてもらうということになります。

議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

8番（勝屋弘貞君）

じゃ、講座を受ければなれるということなんですか。講座を受けて、採用試験じゃないですけど、ある程度の認識を持たれたなというのを試験とかをして確認されるということなんでしょうか、いかがでしょうか。

議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

福祉課長（橋村直子君）

まず、依頼会員に関しては、市内に在住または勤務している者となっております。

また、援助会員に関しても、市内に在住または市内で援助ができる者となっております、特別な条件等はこれ以外にはありません。そして講座を受けていただいて、それなりの知識を得て、そしてボランティアとして活動したい、子育てに寄与したいという方たちに登録をしていただくことになっております。

ただ、稼働して、動き始めて、もしもやはり援助会員の方がちょっとした行動に問題があったりとかということがあれば、指導していかなければならないと思っております。

議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

8番（勝屋弘貞君）

なるべくならば、どれくらいまでのレベルに達せられたかとか、講座を受けるからいいという問題ではないだろうと思いますので、その辺も少しは考えていただければと思います。

じゃ、これで終わります。

議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。6番中村一堯議員。

6番（中村一堯君）

1点か2点質問しますけど、このファミリー・サポート・センター事業で、ほかの自治体とかでやられている分で、この運営とか援助会員さんの集めとかで、かなり苦労している部分があるようなところも、自分が見た中では思うんですけど、その辺の周知徹底とか広報とか、どのようにされて集めていくというふうになりますか。

議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

福祉課長（橋村直子君）

まず、ことしの養成講座に対しましては、市報にも載せましたし、放課後児童クラブの支援員などにもお誘いをしております。ただ、一番の依頼会員であり、援助会員が身近にということであれば、広場のほうに来られている利用者の方々に、依頼会員であり援助会員になっていただきたいということで、やはり口コミで広場の支援員のほうが声かけすることで輪が広がっておりますし、広報とかも必要ですけれども、まずは動いてみないと広がらないのかなというところで、あと、どういうことが援助を受けたいということになるのかという部分も、地域性もあるかと思いますので、その辺は動き出してからということになるかと思えます。

議長（松尾勝利君）

6 番中村一堯議員。

6 番（中村一堯君）

動き出してからですね、これはかなり大変なファミリー・サポートの事業だと思いますけれども、頑張ってもらいたいなというのがあります。

そうですね、ここ半年とか1年以内でよく聞くのが、さっきも言われたんですけど、女性の方で「定年退職して時間がある。何かまちのためにしたい」、本当、最近言われたんですけど、一時預かりというんですか、こういった「ファミリー・サポートをしてみたいけど、ほかのところはしていて、鹿島市はしていないの」とかですね、ちょうど言われたこともあったんですよ。こういうのをしてサポートしたい、まちのためになりたいみたいな人も何人がやっぱりいらっしゃるの、そういった人への募集というか、周知徹底とか、あと退職された世代の人たちへの、そういった人たちの囲い込みじゃないですけど、自分のお孫さんとかの世代と思うんですけど、そういう人たちのサポートをしてもらうようにしていただきたいなというように思います。

この退職された方とか、こういった方にどういうふうに広報していこうとか、さっきもおっしゃったけど、何か方法とかあるんでしょうか。こういうしたい人とか、どう思っていますか。

議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

福祉課長（橋村直子君）

まず、退職された方というか、60歳以上の稼働年齢ではないのかなという方たちの場合で、1つ事例があるんですけども、ことしの放課後児童クラブの市民武道館への、低学年の子供さんたちが鹿島小学校から武道館へ移動するときのサポートを鹿島友の会という方たちにお願いをしました。それは、一応放課後児童クラブのサポーター登録という形でしていただいて、もちろん普通に賃金もお払いしましたが、そういう方たちが、今度は子育て支援センターの広場のほうの、土日のサポーター登録などもしていただいたという経過がございました。

て、やはり何かお手伝いをしたい、体は元気だからということで、そういうお声かけがあって広がったのではないかと考えておりますので、まずは口コミも必要ですし、もちろん今後も広報はしていきたいと思えます。

それと、先ほど鹿島で、なぜあっていないかということでしたが、一応今回のこのファミサポ事業は、一番の基本は市民交流プラザ4階の子育て支援センター広場で預かるというか、相互の支援体制をつくるということにしておりますので、開館時間以外はどちらかの自宅になったり、もしくはほかの場所ということが、お互いに話し合いがつけばということになりますけれども、やはり広場の場所が一番最適かなということで、そちらのほうを想定しておりましたし、こういう制度がだんだん県内に充実してきましたので、そこをやっぱり鹿島市としても 本当はもう10年以上前から、相互支援事業というのは確かに必要なことだということで考えておりましたので、着々と子育て広場ができたことで、こういうふうに進められたと思っております。

議長（松尾勝利君）

6番中村一堯議員。

6番（中村一堯君）

まずは広場の設置を望んでいましたからね、3年前ぐらいかな。あれから、今度はこれに取りかかれて、その輪が少しずつ広がって、しっかり着実に一步一步進んでいるなど、見ていると思えますので、そこは非常に評価できると思えます。

それと最後に質問なんですけど、依頼会員さんとか援助会員さん、大体どのくらいの規模を想定されているのかというのの数字とかはどうでしょうか。

議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

福祉課長（橋村直子君）

一応このファミサポ事業は国の補助事業でございます、補助対象が会員登録50人以上の規模となっておりますので、まずは50人以上を目指すようにしております。

今現在、依頼会員のほうが18人、それから援助会員が15人の登録がございますので、まだまだ少し足りないですが、声かけでずっと広まっておりますので、今後、まず年度スタートは50人を目指しております。

議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。10番伊東茂議員。

10番（伊東 茂君）

私たちの委員会の所掌じゃなかったもので、ちょっと初めて今お聞きしましたので何点が質問させていただきます。

まず、この3つの形、依頼会員、それから援助会員、そしてその間にセンターアドバイ

ザーというファミリー・サポートというのを書いてありますけど、センターアドバイザーというのは市の職員ですか。そしてまた、この方は資格は何を持っていらっしゃるんですか。

議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

福祉課長（橋村直子君）

まず、事務局が子育て支援センターですので、今、職員1名と嘱託が4名、臨時職員が3名おりますが、今度ファミリー・サポート・センター事業のための嘱託職員という形で1人雇用するようしております。もう募集をかけて、今から採用に入るところですけれども、一応子育て支援センターの嘱託職員は保育士、教諭、保健師、看護師、調理師、栄養士など、何かしら子育てに関する資格をお持ちの方を採用するようしておりますので、今度どなたを採用するにしても、子育て広場のその嘱託職員さんがアドバイザーに配置するようになります。

議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

10番（伊東 茂君）

ありがとうございます。

それで、援助会員の方、この方はそういうふうな保育士とか資格がなくてもいいのかなと、何かしらの経験、子育て経験とか、そのあたりが必要なのかなと。今、15人ぐらい確保しているとおっしゃったと思いますが、その内訳みたいなものはわかりますか。

議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

福祉課長（橋村直子君）

詳細は聞いておりませんが、広場の利用者、要するに子育て中の保護者の方だったり、元母子保健推進員さんだったり、あと、ゆめさが大学の方も受講されましたので、一般的にこういう受講された方の中で登録が15人まで至ったということ聞いております。受講された方が一般で募集した分で24人いらっしゃいましたので、その中で15人ほどがそういう形で登録いただいたところでございます。

議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

10番（伊東 茂君）

一回一回ここに答弁に立ってもらうのもちょっと時間の無駄なんですけどね。本当はもうその自席から言ってもらってもいいんですけど。

仮に、これに申し込みをしたいと思ったら、今18人ぐらい依頼があるとおっしゃったと思うんですけど、これを申し込みする場合、会員登録となるんですか。何かの会員に入ってお

かないといけないのか。突発的に不幸があって、どうしても翌日とか、きょうの夕方からお願いをしたいとか、そういうふうな場合でも大丈夫ということになるんですか。その申し込みが簡単にできるものなのか、どういうふうになっているのか、もう少し詳しく教えていただけますか。

議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

福祉課長（橋村直子君）

まず、きょう今とって会員登録ない方での利用はもうできません。まずもって、3日前までには会員登録をしていただかないと、それからその子供さんの会員登録の用紙には、子供さんのいろんな部分を書き込んでいただくということと、あと援助の方と事前にお互いに顔を合わせて、こういうことで子供さんの状況はこうですよという、その全て子供さんの状況を援助会員の方にもお知らせいただいて結びつけるというのが条件でございますので、まずは会員登録をしていただかないと、この事業には開始ができないということになります。

ただ、お互いが登録して、指名制度ではないですけども、ある程度その時間が合う方をアドバイザーが探して依頼することになりますので、ある程度、この1人に固定ということにはならないにしても、もしもその1人の方が手助けで十分急に言っても対応できるということであれば、そういう突発的なこともあり得ると思いますし、できれば前日までの予約のほうで、人を探さなければいけないし、広場の開館時間というのは5時までですので、そういうところの結びつきというのを考えたら、やはり前日までには事前に連絡いただかないといけないということです。

もう一回言いますが、会員登録を事前にしておいて、調査票等も全て記入していただいて開始することになります。

議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

10番（伊東 茂君）

これの開始が本年度の4月1日ということですから、始めてみて、またどういうふうな問題点が出てくるか、ちょっとわかりませんが、下のほうにサポート活動の例ということで、短時間でちょっとした援助的なものというふうに書いてありますよね。それこそ、先ほどおっしゃっていた、広場で基本的には預かりたいと。でも時間帯によっては早朝であったり、そして夜間であったり、そうなったとき、やはりどこで、その援助会員の御自宅なのか、それとも依頼会員の御自宅なのか、何かしらそのあたり、よくわからないところがあるんですね。

4月1日からこれを始めるんだったら、多分これから広く広報をされるのかなと思いますけど、やっぱりそういうふうなQ & Aみたいな、保護者がここを聞きたいというところを答

えてやらないと、ちょっと不安になるかなと思うんですけど、そのあたりどう考えられていますか。

議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

福祉課長（橋村直子君）

まず、場所についてですけれども、広場開設時間以外のときとなると、やはり援助会員のほうがもし自宅であれば自宅、ただそういう方がいらっしゃらなければ依頼会員の自宅というような形しか想定できないと思います。

それと、ここに今持っておりますが、一応、要綱等のほかにファミリー・サポート・センター利用の手引というものを（資料を示す）こうやって準備しておりますので、これを両方の会員登録の方にはお渡しして、いろんな約束事はきちっと前もって読んでいただくという形になります。

議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

10番（伊東 茂君）

質問が長くなってしまいましたから、今おっしゃったそういうふうな要綱とか、この援助会員、または依頼会員と、このファミリー・サポート・センターとの契約書みたいな、そういうふうなものがあるんだったら、契約要綱ですよ、契約書じゃなくて契約要綱とか、そういうふうな規約とか、それを今度、議会側に提出をしてください。議長、よろしいでしょうか。

議長（松尾勝利君）

資料の提出、よろしいですか。（発言する者あり）はい、お願いします。10番伊東茂議員。

10番（伊東 茂君）

わかりました。

それでは、そのあたり見て、4月から開始ということで、補助対象が50人以上ということですから、まずはしっかりとこれを開始していただくようお願いしたいなと。これからもっと、この需要がふえてくる可能性はやはりあります。

ただ、もう一つ心配するのは、もし障害者の方もこういうふうなお願い等が出てきた場合、ここにはそんなに完全なプロの方が援助会員ではないかもわかりませんので、そのあたりはよくわかりませんが、しかし今後、そういうふうなことも視野に入れながら、また担当課のほうも勉強していただければなと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありますか。13番福井正議員。

13番（福井 正君）

私は文教厚生産業委員でございまして、委員協議会の中で、ある程度質問はいたしましたけれども、そのときに質問し忘れたことがございましたので聞かせていただきますけれども、いわゆる援助会員の方の資格要件、例えば年齢がどうなのか、それから性別がどうなのか、誰でもいいということなんでしょうか。

議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

福祉課長（橋村直子君）

まず、援助会員ですけれども、年齢や性別は特にはうたっておりません。ただ、先ほど申しましたように市内にお住まいの方、もしくは市内で援助ができる方、それと講習を受けて会員登録をされた方ということになります。

議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

13番（福井 正君）

だけど、年齢制限はありませんといっても、子供ではできないと思いますよね。いわゆる子供さんの送迎等もありますから、例えば自動車運転免許は持っていたほうがいいのか、そういう要件はないですか。

議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

福祉課長（橋村直子君）

多分、先日の委員協議会でも申しましたが、車の運転とおっしゃいましたけれども、今のところ車に関しては想定しておりませんので、徒歩または公共交通機関を使って送迎などをするということで想定しております。

ただ、例えば広場で預かるということであれば、援助会員も依頼会員も車で来るといったことはあるかと思いますが、その活動を自家用車で送迎などに使うということは想定しておりません。

それから、先ほどの年齢ですけれども、確かに一般的に言えば18歳以上かなとは思っておりますが、例えば学校には行っていないけれども、仕事の準備期間として何かしたいというようなボランティア精神があられたら、ひょっとしたら十六、七歳とかいう子供さんでもありなのかなとは思っておりますが、そこは適宜講習をしながらしか対応はできないと思います。

議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

13番（福井 正君）

では、もう一つ。これで最後にしますけれども、今、運転免許は関係ないとおっしゃったけれども、運転免許を取るとき、ある程度高齢になってきますと認知症試験が入ってきます、間もなく。そうなったとき、いわゆる高齢者というのは認知症という問題等が出てくると思いますが、そういう方たちは応募されないと思いますが、そういう方たちも含めて資格要件ということによろしいのでしょうか。

議長（松尾勝利君）

打上市民部長。

市民部長（打上俊雄君）

それでは、私のほうからお答えいたします。

まず、援助会員の基本的な考え方ですけど、やっぱりいろいろな人材をそろえたいと思います。お子さんも多分いろいろな方がいらっしゃると思いますけど、やっぱり若い人がいい場合もあるし、ひょっとしたら女性のほうがいいとか、男性のほうがいいとか、また、先ほどもありましたように若干障害があったりとか、そういったことも想定できますので、できるだけ幅広い人材を集めて、的確にニーズに対応したいというふうに思います。

この事業の市の役割というのは、議案の説明資料にありましたように、連絡、調整ということで引き合わせということになりますので、どの方とどの方を引き合わせるか、ここは非常に重要で、もしうまくいけば、ずっとそういった支援をやっていただけるというふうに思います。先ほどちょっと認知の話も出ましたけれども、その辺は常識の範囲で当然対応いたしますので。

きょう、いろいろ御意見を伺いました。例えば、援助会員さんがどういった経歴とか資格とかを持っておられるか、その辺をやっぱり把握しておったほうがいいのかと、そういったことは今感じたところではありますので、先ほど申しましたように、なるべく幅広い人材を集めて、できるだけ多くのニーズに対応できる、そういった人材を集めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

13番（福井 正君）

このファミリー・サポート・センター事業というのは、私は必要な事業であるし、すばらしい事業だと思います。私も賛成討論はいたしませんけれども、ぜひ、この事業がうまく進んでまいりますことを祈りまして質問を終わります。

議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

14番（松尾征子君）

何人も質問されましたので、ダブってくる面もあると思いますが、まず私は、この事業は本当にうまく回っていけば必要な事業だと思います。自分の子育てのころを思い出しますと、50年ぐらい前はこういう制度ありませんでしたからね、あっちに連れていってほしいし、こっちに連れていってほしいというような、そういうのを今思い出しながら審議をしているわけですがね。

1つは、この事業で一番大事なのは、やっぱり子供さんたちを安全にしていこうということだと思いますが、そういう面でお尋ねをしたいと思います。

ちょっとまだわからない部分がありますが、先ほど広場のほうに云々というようなことで、何かのときは広場のほうでしようけど、例えば保育園、学校とかが始まる前に預かるとか、終わってから預かるというようなときに、先ほどおっしゃいましたが、サポーターの方のところに置くか、御自宅にというような、まだその辺がはっきりしていませんが、その辺を、私まず、開始後、進んでからの状況のときに、どこにして見てやるかというところをびしゃっとしとったほうがいいんじゃないかなと思うんですがね。

例えば、預かってもらうところの家をお願いをするとなった場合に、安全その他の面とか、いろいろあると思うんですよ。恐らく、そういう仕事をなさるところはちゃんとなさっていると思いますが、いろんな問題もあると思うんですよ。そういう面からどうなるのかなと。

それから、お願いされたところの家で見るという形になった場合にも、いろいろあると思いますが、その辺は、こうだからこうだ、こうだからこうだじゃなくて、ちゃんとした、その辺の取り決めというのはあったほうがいいんじゃないかなと思いますが、その辺はどうなんでしょうかね。

議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

福祉課長（橋村直子君）

広場開館以外は、もう自宅が基本的に預かり場所ということになると思います。ただ、依頼会員の家なのか、援助会員の家なのかというのは、両方の意向を合致させてどちらということになるかと思えますし、事前に会員登録する際にも、自宅で預かり可能なのかということとかを両方ともお聞きしておくことは必要だと思っております。

議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

14番（松尾征子君）

最近は大分変わってきて、以前は善意で預かってもらうとか何とか、お願いするということで、責任問題とか何とか、そういうものは余り強く追及されない時期だったと思いますが、最近はやっとした問題でもいろんな問題が出てくる場合があるわけですね。だからその辺については、特にちゃんとしておく必要があるんじゃないかなと私は思っています。

それと、例えば学校、保育園に行く前はいいですが、放課後預かる場合の問題で、時間的にちょっと長くなる場合なんか、夕食の問題とか、例えば土曜日なんか昼間あると思いますが、昼食だとか夕食、そういう食事関係のことについては取り決めがあるのか、その辺はどうなんでしょうか

議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

福祉課長（橋村直子君）

開始してみないとわかりませんが、一応実費というのは依頼会員が援助会員に払うということは基本にしておりますので、例えば、急に夕方ということで、食事の支度が自宅のほうにしていなければ購入して、スーパーのお惣菜を買ってでもというような依頼があれば、立てかえて購入して、それから報酬を支払われるときに実費請求という形になるようになりますので、食事に関してこれといった取り決めはありません。

それと、あと家事援助というのは、これは想定外で、子育ての保護者がいないときの見守りという形が基本ですので、家事援助の食事をつくるというところまでには及ばないと思います。

議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

14番（松尾征子君）

大体そんな長くないという形での問題だと思いますが、しかし、そういう状況にどうやってなるかもわからないと思うんですよ。その辺も、これから取り決めもされていくと思いますので、私はやっぱりちゃんとしたほうがいいんじゃないかなという気がします。私たちも子供を保育園に預けているとき、どっちか迎えに行ったらうねと思っていたら、9時までどっちも行かんやっただというようなことがありまして、本当に何遍もそういう迷惑をかけながら子育てをしたことを思い出しますが、こういうのがあれば本当にいいなと思っておりますがね。

それともう一つ、突発的なときができないというようなことですね。それと会員に登録をしておかないとできないということですが、その辺について、本当、会員に登録していなかったけど、どうしてもお願いをしなくちゃいけないというようなときがあることもあると思うんですよ。そういうときの取り扱いを、少し余裕を持って、例えばそうすることによって後で会員に入っていただきますよとか、そういう状況のあきを持っていながら対応していく、本当にこれが皆さんに安心して利用していただくような制度になることが私は必要だと思いますが、その辺についてはどうなんでしょうかね。

議長（松尾勝利君）

打上市民部長。

市民部長（打上俊雄君）

まずは、この形でやっていきたいと思います。未登録の方で、突発的な、そういったニーズもあろうかと思しますので、やっぱりこれは次の段階で考えていかなければならないと思います。なるべく事前に会員登録をやっていただく、そこをまずは原則としてやっていきたいと思しますので、今の時点で突発的な未加入の会員さんの対応というのは、現在のところはちょっと、スタート時ではできないというふうに考えております。まずはこの形でやってみて、またいろんな問題等も見ながら、次の段階でその辺は考えていきたいというふうに考えております。

議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

14番（松尾征子君）

出発で、お宅のほうもなかなか状況をつかめない面もあると思いますが、本当にどういうことがあって突発的なことがあるかというのは、これはわからない。突発的なことは予想できませんからね。だから、今そんなふうにおっしゃいましたが、ぜひその辺はやっぱり対応できるような形をしていくということをお願いしたいと思いますがね。

それと会員を募るわけですけど、その会員の集め方というのはどういう形でするんですか。例えば、そういうことになれば、子供たち全部を会員に登録しておくという形をとっておいたら、もう間違いのないわけですがね。その辺の、会員はどうして 皆さんが会員に入りませんかというような形でするのか。子供は何歳から何歳まではこの会員ですよというような形にしたら問題ないわけですが、その辺はどういう形で会員をされるのか。

議長（松尾勝利君）

打上市民部長。

市民部長（打上俊雄君）

事前登録をその方の意思でやっていただく必要があります。これは、かなりプライバシーを相手側に公開をしなければならない部分があります。そういったことで一律的に何歳から何歳までというのは、これはできないと思います。いろんなそのお子さんの条件とか状況とか、そういったものを十分把握をして、そういったプライバシー的なものを把握して援助会員さんには対応をやっていただかねばなりませんので、そこは連絡調整を行う行政の責任として、まずは広く公募をして、そういったものを十分に理解して依頼会員さん、援助会員さんをふやしていく、安心して預けられる、そういったものを構築してまいりたいというふうに考えております。

議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

14番（松尾征子君）

次、お尋ねしますが、これはサポートの人たちは報酬が出るわけですが、この報酬の出し方というのはどうなのかということをお尋ねします。

例えば、地域的な問題で、遠くの依頼があった場合に、その近くにサポートの方がいらっしやらないで、こっち、鹿島から時間かけて行かないと対応できないというようなことだてないとは言えないと思うんですね。そういう場合に、例えば自宅を出発してから子供を見て、終わるまでの時間にするのか、それともあくまでも子供に対応した時間であるのか、その辺の取り扱いというのはどうなるんですか。

議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

福祉課長（橋村直子君）

この活動の時間帯のみが報酬の対象となりまして、そこに出向くまでの時間とか移動に関して、子供さんを預かっているときじゃない移動時間等は含まないようにしておりますので、あくまでもその子供さんを預かる時間帯のみが報酬の対象となります。

議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

14番（松尾征子君）

それはわかりますが、先ほど言いましたように、その地域にたまたまいらっしやなくて、距離をもって出向かなくちゃいけない場合もあると思うんですね。そういう場合というのは、やっぱりある程度の時間がありますし、そういう人たちが車ででも行くわけですから、そういうのに対する対応というのは全く考えないというふうに思っていますか、それでは。

うなずいていらっしやいますから、そう理解しましょうね、はい。

ということですが、やっぱりその辺についても、いろいろ考えていかななくちゃいけないものがあるんじゃないかと思います。私は今、ずっと皆さんの質問、それから私も質問して、話を聞いておりますが、4月から始めるということについては、余りにもまだいろんなことで、対応不十分な面がいっぱいあると思うんです。ですからやっぱり、これはこの1カ月間しかありませんが、ぜひ十分その辺検討して、どうしたほうがいいのかということをしっかりして取り組んでいただきたいと思います。

最初申しましたが、一番大事なのは子供たちの安全の問題ですよね。それと対応する、お世話する人もそうですかね。その辺をやっぱり、問題が起きないようにしっかりと話し合いをし、取り決めをして、そしてサポーターの人たちも本当に安心できる人たちにおいていただいてお願いをするというような形で取り組んでいただくことをお願いして終わりにしたいと思います。

議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありますか。

質疑があるようですので、午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午後0時3分 休憩

午後1時 再開

議長（松尾勝利君）

午前中に引き続き会議を開き、議案第14号の審議を続けます。

質疑ありませんか。7番稲富雅和議員。

7番（稲富雅和君）

私も総務建設環境委員会に所属しておりますので、今までも質問ありましたけれども、何点が質問させていただきます。

このファミリー・サポート・センター事業に関しては、私もお子さんを持つ御家庭の方から一時預かりをしたいということを知ったり、そしてまた先ほど答弁の中で、十数名の方が会員になられ、そして待ち受けられているということでもあります。

ここで個人的な感情は余り申し上げないほうがいいと思いますけれども、基本的にはこの事業は余り活用してほしいなという思いがあって、でも、市民の方というか、小さい子供を持つ母親の方に、やはり市民サービスという観点から安心していただくということであれば、こういった事業は非常に賛成であります。あります中で、スタートするに当たって細かい点をしっかりと精査して進めていただきたいと思う気持ちであって、一時預かりということの観点からしますと、時間帯だとか、預かる援助会員の方に、預かる年齢制限とか、本当に細かいところをもう少し議論しなくてはいけないのかなと思っております。

そこでサポート活動の例ということで、送迎まで今回取り組まれるということでもありますけれども、時間が17時過ぎ、21時までとなっておりますので、送迎も必要であって、援助会員さんの自宅、依頼会員さんの自宅でされるということでもありますけれども、その中で今回、タクシーを一つ的手段として選ばれるということでもあります。料金を出せばすぐタクシーに来ていただけるということでもありますけれども、例えば、援助タクシーとかいう制度もありますので、その点、そういったものを活用されるのか、まずお伺いしたいと思います。

議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

福祉課長（橋村直子君）

公共交通機関といえば、JRと路線バスとタクシーがございまして、やはり、鹿島の地域からタクシーというのが一番利便性にはかなっているというところが多いと思います。

そこで、今回の12回の講座に関しても地元のタクシー会社をお願いして、子育てサポートという形でタクシーを利用することになるかもしれないので講習を受けてもらいたいということで、理解をいただいて、ドライバーさん50人ぐらいいらっしゃいますかね、皆さん、全

員が一回は講座を受けられています。そういうことで、いずれはタクシー会社だけの運営で、例えば全国的にいろいろ子育てタクシーというのがあちこちできている、ただ、佐賀県内では今のところないんですが、大村だったり、あと北九州方面にそういうものがあるというのをタクシー会社のほうも御存じでしたので、ここのファミリー・サポート・センター事業で子供の送迎をお手伝いする中で、いずれは子育てタクシーという形で単独で、タクシー会社と利用者さんの思いが通じ合って、安心して利用ができるということであれば発展していったらこちらとしても助かるのかなと思っております。

議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

7番（稲富雅和君）

今までも検討されて、そしてまた4月1日というのはもう少し時間がありますので、例えば、3歳未満だとか、小学生の高学年で障害を持つお子さん、そういうお子さんはしっかりとした援助会員の知識がないと見れないと思いますので、5時以降、そういった方を見れる体制はしっかりと整えていただきたいと思っておりますし、そして、極端な例になりますけれども、送迎の場合、塾とか、そういったことは許可されていないと思っておりますけれども、そういった事例も多分出てくると思います。援助会員さんの選び方、そして、援助会員さんとの今後の議論というのはしっかりと詰めていただきたいと思っておりますので、これは要望しておきます。

それと、先日渡された「てとて」ですね、（資料を示す）これについては、まだまだこの議会の後に詳しくまた、これはいい保存版ができておりますので、これには詳しく今後掲載されていくのかお聞きして、質問を終わりたいと思っております。

議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

福祉課長（橋村直子君）

先日お配りしました、（資料を示す）この「てとて」ですね。これは子育て支援センターが1年かけて、総力を結集してつくり上げております。子育て世代の方も、ゼロ歳から18歳まで、これを見たら子育てに関する情報が得られるということで、ただ、やっぱりいろんな内容が毎年変わるはずですので、年度初め早急に年度ごとに改訂するようということで、今のところ、このファミリー・サポート・センター事業に載せておりませんので、今度の改訂版では載せていくようにしております。

議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。11番松本末治議員。

11番（松本末治君）

私のほうから、依頼会員さんという会員さんの資格というか、その辺で午前中も松尾征子議員なり、本当に年代的に近いからというような思いも私はしましたけれども、自分の子供

はどこかの近くの誰かにちょっと頼まばらんでいうふうな思いをしながら子育てしてきたというふうなことも、類似点もあったもんですから、あっと思ったわけですがけれども、やはりお互い人ですから、昔は 昔はて、今もかもしれませんけれども、遠くの親戚よりも近所の他人ということを言われていたわけですね。そして、近所づき合いをうまいとこやっていく、そして助け合って地域を盛り立てていくというのが人の世の中じゃなかろうかなというふうな思いで、簡単に、依頼会員さん、援助会員さんでこれを、ファミリー・サポートをするという事業が盛り上がって 盛り上がりはしないと思いますけれども、本当に必要なのか。それは必要な方もあるかと思えますけれども、その点で、特に依頼会員さんの選定というか、認知というか、登録というか、そういうふうなところはどういう面に重きを置かれているのかなという思いで質問をいたします。

議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

福祉課長（橋村直子君）

依頼会員の要件といたしますと、再度申し上げますが、市内にお住まいの方、または勤務されている方で子育ての援助をしてほしい方というふうになっておりまして、また、子供さんに関しては、おおむね生後4カ月から小学生の子供さんをお持ちの方ということになります。子供さんの発達状況によっては、その他、ほかの機関、例えば、先ほどもおっしゃった障害児の方とかいうのは、また障害児のサポートの事業等ございますので、その状況に応じてということにはなりますが、要件的には、依頼会員というのは子供さんが対象ですので、特に制限はございません。

あと、どっちかという、核家族の方だったり、市内に親戚がいらっしやらない御家庭だったり、ひとり親だったりというふうな、やはり子育てで育てるのに苦労されている方が中心になると思います。それでも、家族がいて介護をされている方とか、あと、家族に障害のあられる方がいらっしやって、そちらの面倒を見ているという家庭もございまして、いろいろ出てくるかと思えます。

それと、この依頼会員に関しては、やっぱり広場にいられている方たちの登録が今重点的に進んでおりますけれども、あわよくば、依頼会員と援助会員どちらにも加入できますので、両方に加入していただいて、助けたいとき一緒に子供さんを見られるとか、助けてほしいときに顔見知りの広場の保護者さんに見てもらおうとか、そういう相互支援という形が一番最初の始まりでベストなのかなと思っております。

議長（松尾勝利君）

11番松本末治議員。

11番（松本末治君）

本当に、課長の今の最後の答弁ありがとうございました。やっぱりお互いが助け合う、ほ

んなて、依頼会員、援助会員にぜひどっちにもなってくださいというような奨励もしていただきたいというような思いで、今の答弁、本当にうれしゅうございます。ありがとうございました。

今後、そういう形で鹿島市は努めていただきたいと思います。どうも失礼します。ありがとうございました。

議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第14号 鹿島市子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第14号は提案のとおり可決されました。

日程第10 議案第15号

議長（松尾勝利君）

次に、日程第10 議案第15号 鹿島市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山浦商工観光課長。

商工観光課長（山浦康則君）

それでは、議案第15号 鹿島市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は35ページ、議案説明書は37ページからとなっています。

提案理由は、市営駅前駐車場の料金表設定について所要の改正を行いたいので、提出するものでございます。

議案説明資料で御説明いたしますので、説明資料の38ページをお開きください。

まず、1番目の改正理由ですが、市営駅前駐車場の料金を現行の運用に合わせたものとするために、条例の所要の改正を行うために提出するものでございます。

2番目の主な改正内容でございますが、市営駅前駐車場は、開設当初より、駅乗降者送迎

用車両による駅前道路の混雑解消及び駐車場ゲートを誤って進入した者の対策として、無料時間5分と設定し運用してまいりました。

平成26年度の駅前トイレ新築工事の施工に伴い、さらなる混雑が予想されることに加え、従来の無料時間設定5分では一時待機場所として利用するには時間が少ないという利用者の声もあったため、県内の公営駐車場の事例を参考に、平成26年11月から20分間の無料の試験的な運用を開始しました。この試験運用により、特に朝夕の通学・通勤で混み合う時間帯の混雑解消と歩行者の安全対策について一定の効果があらわれています。

20分間の無料の運用による利用台数の変化ですが、平成26年10月以前の無料時間5分間の月平均利用台数は66台でした。平成26年11月より、無料利用時間20分間で試験的に運用を開始しました11月は133台と2倍に増加いたしました。平成26年12月から平成27年3月までの月平均利用台数は203台、平成27年度の月平均利用台数は389台、平成28年度は12月までの月平均利用台数は405台と年々増加傾向にあります。

3番目の改正内容でございますが、これまで試験運用を行ってきましたが、これまでの状況を踏まえ、現在の運用状況に合わせ、条例に定める駅前駐車場料金表に20分間無料の旨の記載をするものでございます。

4番目の施行期日は、公布の日となります。

また、資料37ページは条例の新旧対照表になっております。

これまで1回につき300円といたしたものを、20分間内を無料とし、20分を超え24時間以内を300円、24時間を超えると、24時間ごとに300円を加算した額と改正します。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第15号 鹿島市営駐車場条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第15号は提案のとおり可決されました。

日程第11 議案第16号

議長（松尾勝利君）

次に、日程第11・議案第16号 平成28年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。寺山企画財政課参事。

企画財政課参事（寺山靖久君）

それでは、補正予算書と議案説明資料に基づき説明いたしますので、お手元に御準備お願いいたします。

議案書は37ページとなっております。

議案第16号 平成28年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

それでは、お手元の補正予算書をごらんください。

1ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から492,541千円を減額し、補正後の総額を14,304,966千円といたすものでございます。

2ページをお願いいたします。

2ページから10ページにつきましては、今回の補正の集計表でございます。

11ページをお願いいたします。

第2表は、諸般の事情で予算の一部を平成29年度へ繰り越して執行する繰越明許費の一覧でございます。

情報システム管理経常経費（番号カード関連事務委任交付金）以下4事業で、総額116,009千円を平成29年度に繰り越して執行する予定といたしております。繰り越し理由等は、後だつて御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

第3表は地方債の補正でございます。

農村地域防災減災事業は、県営事業負担金の県営農業用河川工作物応急対策事業について市債発行が可能となりましたので、2,500千円を新規に計上いたしております。

基幹水利ストックマネジメント事業、以下14事業は、事業費の確定に伴い、総額408,800千円から256,600千円減額補正を行うものでございます。

14ページをお願いいたします。

14ページから17ページにつきましては、今回の補正の個別事項明細書でございます。

18ページから95ページにつきましては、今回の歳入歳出の補正の内容となっておりますが、内容の説明は別添の議案説明資料に基づき、後ほど御説明いたします。

大きく飛びますけれども、96ページのほうをごらんください。

96ページから100ページにつきましては、一般会計の給与費明細書でございますが、補正

の内容に人件費の補正が含まれておりますので、その明細等をお示ししております。

101ページをお願いいたします。

地方債の現在高調書でございます。

右端の一番下の欄の10,806,028千円が、今回、補正後の市債の現在高調書となります。

それでは、補正の内容について御説明いたしますので、別冊の議案説明資料39ページをお願いいたします。

39ページから41ページにつきましては、今回の補正の増減の比較表でございます。

39ページが歳入の増減比較表、40ページが歳出の目的別の増減比較表、41ページが歳出の性質別増減比較表でございます。

42ページをお願いいたします。

今回、補正の歳入の概要でございますけれども、新規を中心に主なものを御説明いたします。

ナンバー1の個人市民税は、給与所得の増などによりまして62,000千円増額いたしております。

ナンバー2の法人市民税は、法人所得の増などによりまして15,000千円増額いたしております。

ナンバー3の固定資産税は、非課税物件の増によりまして11,000千円減額いたしております。

ナンバー5の軽自動車税は、重課税額の増などによりまして12,000千円増額いたしております。

ナンバー7、ナンバー8の地方消費税交付金につきましては、交付額の確定によりまして、合わせて63,238千円減額いたしております。

ナンバー9の児童手当交付金は、給付見込み額の減に伴いまして19,411千円減額いたしております。

ナンバー10の年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金も、給付見込み額の減に伴いまして18,630千円減額いたしております。

ナンバー11及びナンバー12の臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業費補助金につきましては、国の補正予算に伴い、合わせまして94,227千円を新規に計上いたしております。

ナンバー13の社会資本整備総合交付金（道路事業）分につきましては、補助内示額の減等に伴いまして17,492千円減額いたしております。

ナンバー15の学校施設環境改善交付金（古枝小学校）分につきましては、国の補正予算の追加交付に伴いまして9,045千円を増額いたしております。

ナンバー19の強い農業づくり交付金事業補助金（さが園芸農業者育成）につきましては、事業費の確定に伴いまして48,857千円減額いたしております。

ナンバー20の産地パワーアップ事業補助金も、事業費の確定に伴いまして45,874千円減額いたしております。

44ページをお願いいたします。

ナンバー21のふるさと人材育成支援寄附金は、市内の2名様から3件の指定寄附をいただきましたので、3,000千円増額いたしております。

ナンバー22の社会福祉費寄附金は、株式会社スーパーモリナガ様から指定寄附をいただきましたので、499千円増額いたしております。

ナンバー24の財政調整基金繰入金につきましては、歳入一般財源の増などに伴いまして、125,000千円減額いたしております。

ナンバー25の公共施設建設基金繰入金は、事業費の確定などによりまして104,400千円減額いたしております。

ナンバー27の杵藤クリーンセンター建設費返還金は、返還金の確定に伴いまして16,562千円を新規に計上いたしております。

ナンバー28及びナンバー29は、サマージャンボ、オータムジャンボ宝くじの収益金交付金が確定いたしましたので、サマージャンボが4,676千円、オータムジャンボにつきましては5,782千円を増額いたしております。

ナンバー30の介護保険広域負担金精算金は、前年度負担金の精算に伴い14,907千円を新規に計上いたしております。

ナンバー31の西部広域環境組合派遣職員人件費相当分交付金は、西部広域環境組合へ派遣しております職員の人件費分の交付金8,870千円を新規に計上いたしております。

ナンバー33の災害救助法に基づく求償等収入につきましては、さきの熊本地震職員派遣の災害救助法対象分1,401千円を新規に計上いたしております。

ナンバー38の市営住宅建設事業債は、事業費の確定などに伴いまして88,000千円減額いたしております。

46ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて御説明いたします。

ナンバー2の企画一般経費につきましては、ふるさと人材育成支援基金への指定寄附の積立金3,000千円を含みまして、2,749千円増額いたしております。

ナンバー4の国民健康保険財政支援対策繰出金は、基盤安定繰出金等の確定により8,585千円増額いたしております。

ナンバー5の後期高齢者医療事業は、広域連合への医療給付費負担金等を含め、11,955千円増額いたしております。

ナンバー6の年金生活者等支援臨時福祉給付金事業は、申請者の減などによりまして19,329千円減額いたしております。

ナンバー7の臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業につきましては、国の補正予算に伴いまして低所得の65歳以上の方へ1人15千円を支給するもので、事務費を含めまして94,227千円を新規に計上いたしております。

ナンバー8の障害者福祉総務経費は、株式会社スーパーモリナガ様からの寄附金を活用し、障がい者・高齢者疑似体験セットの購入費500千円を増額いたしております。

ナンバー9の介護保険施行事業につきましては、杵藤広域の介護保険事業負担金の確定によりまして、13,555千円減額いたしております。

ナンバー11の児童手当事業は、支給児童数の減によりまして28,245千円減額いたしております。

ナンバー15のごみ処理施設運営費負担金につきましては、西部広域環境組合負担金の減によりまして12,982千円を減額いたしております。

48ページをお願いいたします。

ナンバー18の強い農業づくり交付事業（さが園芸農業者育成）につきましては、事業費の確定に伴いまして50,562千円減額いたしております。

ナンバー19の産地パワーアップ事業（園芸）につきましては、事業費の確定に伴いまして45,874千円を減額いたしております。

ナンバー20の地域農業水利施設ストックマネジメント事業（鹿島地区）につきましては、事業費の確定に伴いまして11,428千円を減額いたしております。

ナンバー23の県単基幹水利施設等緊急補修事業（多良岳地区）につきましては、多良岳土地改良区パイロット施設修理等への補助金318千円を新規に計上いたしております。

ナンバー25の社会資本整備総合交付金事業は、事業費の確定見込みによりまして27,278千円を減額いたしております。

ナンバー26の急傾斜地崩壊防止事業につきましては、地権者の申請取り下げに伴いまして5,600千円を減額いたしております。

ナンバー29の都市計画道路井手・西葉線整備事業は、県工事負担金の確定によりまして20,993千円を減額いたしております。

ナンバー32の市営住宅建設事業は、用地費の確定により86,291千円減額いたしております。

50ページのほうをお願いいたします。

ナンバー35の伝統的建造物群保存地区対策事業は、修理等補助金の減によりまして15,060千円を減額いたしております。

ナンバー37の借入金利子償還金は、新規借入金の額及び利子の確定に伴いまして41,600千円減額いたしております。

ナンバー38の予備費で、677千円の減額調整を行っているところでございます。

51ページをお願いいたします。

平成28年度の県営事業に伴う負担金一覧でございますけれども、表の中の括弧書きしている分が今回の補正の額となっております。

52ページをお願いいたします。

平成28年度に繰り越す繰越明許費の内訳と繰り越し理由の一覧でございます。

ナンバー1の情報システム管理経常経費（番号カード関連事務委任交付金）につきましては、年度末までの発行枚数確定後に交付額が確定し翌年度に請求されるために、2,358千円を全額繰り越すものでございます。

ナンバー2の臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業は、国の補正予算に伴い、事業費94,227千円を全額繰り越すものでございます。

ナンバー3の社会資本整備総合交付金事業は、橋梁補修工事において、追加工事が必要となり不測の日数を要したため、また、舗装工事で近隣工事との調整により年度内の完成ができなくなったために、事業費26,688千円のうち13,500千円を繰り越すものでございます。

ナンバー4の現年発生農地農業用施設補助災害復旧事業は、入札不調により、施工業者の決定に不測の日数を要したため、事業費24,132千円のうち5,924千円を繰り越すものでございます。

全体では、4事業で116,009千円を平成28年度から29年度へ繰り越すものでございます。

53ページをお願いいたします。

市債の現在高見込みでございます。

表の右から2番目の一番下の欄に10,806,028千円とございますのが、これが3月補正後の市債現在高見込みとなります。

その右の欄の1,443,512千円は、前年度の比較となっております。このうち2行上の臨時財政対策債を除く、いわゆる建設事業債現在高につきましては6,111,427千円でございます。前年度比1,351,602千円の増となっているところでございます。

54ページにつきましては、基金の状況を記載しておりますが、説明は省略します。

以上で議案第16号 平成28年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）についての説明を終わりますが、御審議方よろしくをお願いいたします。

議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。5番松田義太議員。

5番（松田義太君）

ちょっと、確認の意味で2点質問をいたします。

きょうの議案説明資料の49ページ、ナンバー32ですけれども、市営住宅建設事業ということで、用地費確定による減ということで計上されておりますけれども、これは新しく新設される市営住宅の用地費ということでよろしいですか。

議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

都市建設課長（岩下善孝君）

御質問にお答えいたします。

今回の議案に上げていますこの件につきましては、新規市営住宅の用地として計上をいたしております。

以上です。

議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

5番（松田義太君）

それでは、新規の市営住宅の用地だと思えますけれども、これも市民の皆様方にわかるような形で今後のスケジュール等を教えていただけますでしょうか。

議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

都市建設課長（岩下善孝君）

お答えします。

P F I 事業で議員のほうには以前から御説明をいたしておりますけれども、地元のほうにも地元業者さんと P F I に参加をしていただきたい企業等に呼びかけを行いまして、そして説明会等を行って、実施方針を今年度もう既に行っております、スケジュールとしましては、来年度から建設に向けて作業を進めて、30年度をもって建設の完了ということで、30年度の末には入居を行いたいということで、2棟の募集を行いたいということで作業を現状、進めております。

以上です。

議長（松尾勝利君）

5番松田義太議員。

5番（松田義太君）

それでは、この後、新しい市営住宅分を進めていかれると思えますけれども、これは地域の方々への地元の説明会とか、そういうことは予定されているのでしょうか。

議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

都市建設課長（岩下善孝君）

地元の方に具体的な説明会というよりも、まずは建設事業に伴って P F I の実施に向けての計画の周知あたりを、こういう議会とか、あるいは市報等での周知を行って、あとは随時、形は P C 法とか、こういう議会のケーブルテレビ等の周知の場と思えますけれども、あとは最終公募の、入居される方への応募という形での周知は行っていきたいと思っております。

以上です。

議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。9番角田一美議員。

9番（角田一美君）

確認の意味で4点ほどお尋ねをいたします。

まず、議案説明資料の45ページ、32番にボートレースチケットショップ鹿島環境整備協力交付金として今回補正6,000千円ということで、補正後で18,000千円あるわけですけれども、ボートレースチケットの売り上げ増ということで当初見込みに対して相当伸びているということですが、大体1日当たりの売り上げ、当初見込みに対して現在どのくらいの売り上げになっているのか。それと、これだけふえている利用者の状況というか、鹿島市、あるいは鹿島市以外の利用状況を把握されておれば、あわせてお願いします。

議長（松尾勝利君）

大代総務課長。

総務課長（大代昌浩君）

ボートレースチケットショップの売り上げについてお答えいたします。

当初の見込みとしましては、1日当たり3,300千円程度の売り上げを見込んでおりました。その1%の33千円で、大体12,000千円計上しておりましたけれども、これを大きく上回らして、1日当たり5,000千円以上の売り上げがあっておりまして、ほぼ1年、360日程度営業されておりますので、これで5,000千円ですので、合計で6,000千円ほどの補正を行っているところでございます。

それから、市内、市外の利用者の関係ですけれども、そこにつきましては、うちのほうでは把握しておりませんが、市外の方もかなり利用されているようには伺っているところでございます。詳細については、把握しておりません。

以上でございます。

議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

9番（角田一美君）

当初、1日当たり3,300千円想定したやつが1日5,000千円以上ということで、年間360日運営されているということで、相当、18億円ぐらいなるんですかね。非常に売り上げて、その1%が市のほうに協力金として入ってくるわけですけれども、非常に喜んでいいのか、それだけ市民の所得が、こういった市外のそういったあれに流れ出ていっておりますので、鹿島市ばかりじゃないと思うので、近隣からの利用者も多いから、そこまで心配する必要はないかと思うんですけど、この協力金について、現在これだけふえて、この取り崩しについては今後どのような計画　前聞いたことですが、再度、今後の利用計画についてお尋

ねします。

議長（松尾勝利君）

寺山企画財政課参事。

企画財政課参事（寺山靖久君）

お答えします。

ポートルースチケットショップの環境整備協力交付金ですけれども、平成28年度分につきましては、当初計上の12,000千円につきましては、北鹿島農村運動広場のトイレ整備関係に使わせていただきまして、今回の補正の6,000千円分につきましては、財政調整基金のほうへ積み立てて、次年度以降に使わせていただきたいと思っております。基本的には、3分の1相当をふるさと創生交付金、3分の1相当をふるさと人材育成基金、残りを財政調整基金という形で積み立てて後年度に履行して活用していきたいと考えております。

以上です。

議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

9番（角田一美君）

わかりました。

次、第2点目ですけど、同じく議案説明資料の46ページのナンバー6、年金生活者等支援臨時福祉給付金事業と。これ当初45,474千円ほど計上されて、今回19,329千円と。非常に大幅に減額補正されて、執行率からいくと42.5%ぐらいになるんですけども、この説明が、臨時福祉給付金については、当初見込み、大体該当者が6,000人ぐらいおられるのが、実績見込みで5,103人で870人ほど減っているわけですね。それから、障害・遺族基礎年金受給者が当初見込み760人、これが実績見込みで210人と。28%で3割以下、550人から申請されていないわけです。先ほど説明によると、申請者の減による給付金見込みの減。対象者がそれだけおられるだろうと把握してこれだけ少なかった理由、この制度そのものが周知徹底不足による申請者減なのか、対象者の把握見込み違いなのか、その点ちょっとお尋ねします。

議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

福祉課長（橋村直子君）

まず、この支給要件についてですけれども、当事者が、年齢とか、そういう年金受給者だったり低所得者ということで、住民税が非課税の方というのがまず1つ目の要件でございます。その次に今度、税等の扶養義務者も住民税非課税の方ということで、ずっと絞られてくるような支給要件がございます。そういった中で、該当するであろうという人数は全部、足りないと困るので、住民税課税、非課税に関係なく、ある程度のこの年齢の方たちは支給要件があるからということで国のほうにも多目に見込んであったものが先ほど言ってもらい

ました6,000人だったと思います。

それで、今度の年金生活者等のほうに関しては、対象者が3,107人で、93,000千円でしたので、その分が減額となります。それから、低所得の障害・遺族年金、この方たちに関しても、もともとの受給対象はこれも同じように3,000人ほど見込んでいましたけれども、結局、その前の年金生活者等のほうで受給をされていますので、22戸の30千円を受給はできないということで、結果的に予算では760人を立てていましたが、実績としては210人ということで、この誤差の分は住民税が課税されていたということと、年金生活者等のほうの最初の30千円を盛られているということで3分の1に減ってしまったというところが減った要因です。これが6,300千円になりましたので、この辺で大幅に減額せざるを得なくなりました。

議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

9番（角田一美君）

該当者が20人になったり、そういうことで課税対象者のある区分で把握見込み違いということで、申請漏れがなかったということで、その点は安心をいたしました。

それでは、次に進みたいと思うんですけども、説明資料の49ページの29番に都市計画道路井手・西葉線整備事業、これ当初22,568千円ほど予算計上して、工事負担金の確定による減という説明で20,993千円の大幅な減額ですね。ほとんど執行されていないわけです。これは県の工事で、鹿島駅前の紳士服の青山店から中川、3差路のところ、ここは都市計画街路の市の地元負担金だと思いますけれども、これも昨年度も2カ年続けて同じ、ほとんど全額を減額されておりますけれども、2年続けて工事の着工、どの辺まで進んでいるのか、まだ用地買収とか、あるいはそういった点が進んでいないから工事にも取りかかっていないんでしょうけれども、現在のおくれている理由、工事の進捗状況を把握されておられたら、そこから辺どの程度進んでいるのか、御説明をお願いします。

議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたしたいと思います。

都市計画道路井手・西葉線につきましては、先ほど議員言われたとおり、範囲としては青山から東町の水上鮮魚店の前ぐらいまでの約420メートルが範囲でございます。一応県のほうから御説明を受けているのが、平成27年から33年までの7年間のうちで全体の事業をやりたいということでございます。昨年度からちょっと、全体の当初の事業費から県のほうでは1割程度しか予算がつかないということで、うちのほうでは15%、県のほうへ負担金を支払うということでございますけれども、やはり今年度も2回続けて非常に厳しい部分でござ

います。現地のほうには県の土木事務所のほうから説明会等を行っていただいて、そして、現地のほうに実際入られて測量等の作業は行われている状況です。あと、個別に用地買収等に向けた作業を、今年度からとりあえず最後の年までやっていただくということで、具体的にはまだ今からということで、市としても、なるべく地元の方にわかりやすいように情報を把握して、できる分は情報提供したいというふうに思っております。

以上です。

議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

9番（角田一美君）

27年度から33年度までの計画で、もう既に27、28年、2年間過ぎて、非常に進捗が鈍い。あと残り5年で、残ってきていないわけですがけれども、非常に事業のおくれが心配されますけれども、今後、本格的に測量等が終わっておれば、用地買収、工事着工に向けた、特に用地買収等についても、県の工事と言わず、やっぱり地元からの協力体制がこの事業の早期完成になりますので、そこら辺、鹿島市としても応援、協力方よろしくお願いをしたいと思います。

ただ、最後に、52ページに計上見込み額の中でちょっと説明がありました情報システム管理経常経費として番号カード関連事務委任交付金、いわば繰り越し2,358千円としてありますけど、「年度末までの発行数確定後に交付額が確定し、翌年度に請求されるため。」と。これはナンバーカードの国からの委託金なんでしょうけど、現在、鹿島市でのマイナンバーカードの交付状況、大体どのくらいの目標に対して普及しているのか、そこら辺をちょっとお尋ねします。

議長（松尾勝利君）

幸尾市民課長。

市民課長（幸尾かおる君）

マイナンバーカードの現在の鹿島市での交付数でありますけれども、平成29年1月31日の概数でありますけれども、交付数は1,971枚となっております。

以上です。

議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

9番（角田一美君）

1月末現在で1,971枚というと、大体、対象者の普及率としてはどのくらいでしょうか。

議長（松尾勝利君）

幸尾市民課長。

市民課長（幸尾かおる君）

普及率といたしましては、9%と考えております。

以上です 訂正します。

済みません、先ほど9%と申しましたのは申請率になりまして、交付率でいきますと、6.4%となります。(発言する者あり)6.4%です。(「6.4%」と呼ぶ者あり)はい。(「対象者は何人ですか」と呼ぶ者あり)はい。(「対象者は大体何人」と呼ぶ者あり)対象者は 対象者。(発言する者あり)全住民ということですか。

議長(松尾勝利君)

質問は、その都度お願いします。9番角田一美議員。

9番(角田一美君)

1,971枚ということで9%。全体からすると、もう1年近くたって、非常に少ない。最近の普及数というのは、非常に上がっていない、前聞いたときとですね。これではマイナンバー制度そのものの問題にまたなってくると思いますけれども、聞きますと、職員みずからこういった率先して取り組んで、やっぱり市民の皆さんに推し進める必要があると思うんですけれども、職員のマイナンバーカードを取得された方は何名ぐらい、把握されておりますでしょうか。

議長(松尾勝利君)

幸尾市民課長。

市民課長(幸尾かおる君)

昨年度末ですかね、調査したときには、たしか 済みません、今手元にはないんですけど、20名程度だったと思いますが、今年度に入りまして、部長、課長を中心に交付申請の促進を行いまして、今、たしか30名か40名程度は申請していただいていると思っております。

以上です。

議長(松尾勝利君)

9番角田一美議員。

9番(角田一美君)

職員も240名近くいらっしゃる中で、30名と、ちょっと1割満たない。やっぱり職員みずからですね、市役所内だから、そういった住民票とか、そういった印鑑証明書登録申請、証明書を取得するには、市役所内だから自由にとれるから不便じゃないよというふうな感じでされているかもわかりませんが、やっぱり、そういった交付事務の負担軽減という意味からも、そういったナンバー制度の普及のためにも、職員みずから率先して取得して市民の皆さんに、そうしないと、この制度そのものが崩れてしまうと思います。

ところで、この制度を利用して市内のセブンイレブンとか、そういった店舗での取得ができるように各市町村で進んでいるんですけれども、ほかの町村、県内の普及状況と杵藤地区では大体どのくらいをめどに導入 我々はすぐに取得したんですけれども、そういった利

用できる環境になるのか、そこら辺をお尋ねします。

議長（松尾勝利君）

幸尾市民課長。

市民課長（幸尾かおる君）

県内でマイナンバーカードを使った証明書の交付が一部始まっております。現状としましては、県内20市町でございますけれども、8市町がコンビニエンスストアでのマイナンバーカードを使った住民票等の証明発行を開始している状況です。

それで、杵藤地区ですけれども、杵藤地区出張所では今のところ、勉強会というのとはしておりますけれども、具体的な導入の計画のほうについては、まだ検討する時期であるということとなっております。

以上です。

議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

9番（角田一美君）

20市町で、8市町でマイナンバーカードによる住民票等の証明書の発行、交付がスタートしているという中で、杵藤地区は今から勉強会の程度で、よその市町村の様子見たような感じで、この状態だったら、市民の皆さんのナンバーカード取得の普及率をもっと上げるためには、率先してそこら辺の取り組みを表明しないといけないわけですがけれども、ここら辺は佐賀市とか、武雄市とか 武雄市じゃないですけど、非常に進んで早く取り組んだところでは、市長さん、町長さんあたりが取得して、実際店舗で取得しているところのPR等されてあるようなんですけれども、鹿島市長、ここら辺、今後、市長そのものが取得されて、そういった感じでPRする考えはないのかどうか、ちょっとお尋ねします。

議長（松尾勝利君）

樋口市長。

市長（樋口久俊君）

私自身が取得した経験からすると、正直、面倒くさいですよ、めちゃくちゃこれ。なぜかという、セキュリティのことがあるから、かなり厳しい手続です。そうしますと、よほどこれにメリットを感じないと手が出ないんじゃないかという心配がありますので、さあそこで、これがあつたらどういふメリットがあるかということをもつ決めないといけないと思いますね。そうしますと、一番のメリットは、今言われたような証明書の発行なんですよ。ところが、今説明をしなかったんですけれども、なぜ勉強会をしているかというのは、おこなわれているわけじゃなくて、杵藤地区は同じコンピューターを使っていますので、一緒にやりましょうという話になっているんですよ。だから、鹿島だけとか、武雄だけとかというのは基本的に始まらないという、そういう状況にあります。

だから、その中で早く意見を整理してもらって、やるならやると、少なくとも全体としてその方向に進んでいますから、それをするためには何をやればいいのかとかいう、その勉強会のほうにむしろアクセルをかけてもらいたいと思います。私自身は相当早くとったつもりなんです、動かない機械に入れてみてもしようがないので、むしろそっちの受けるほうのシステムを早く整理してもらいたいと、そう思っていますけれども。

議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

9番（角田一美君）

ありがとうございました。これで質問を終わりたいと思います。

ただ、この制度を杵藤地区で運用するにしても、やっぱりナンバーカードを取得した者が多くないと採算が合わないと思います。そういった面で、機械による証明書の発行をするにしても、その普及をまずする必要がありますので、そこら辺、よろしく推進をお願いしたいと思います。また、いろんな面で確定申告等もマイナンバーカードの証明書を持っていけば、それだけで簡単にできますので、ぜひ確定申告の際は必ずそれが必要になってきますから、必ず要ると思いますので、ぜひ力を入れて、そして一日も早く、証明書発行は、早く取得した人が何のため取得したか、今のところ全然意味がありません。そういった意味でよろしく願いして、質問を終わります。

議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。3番樋口作二議員。

3番（樋口作二君）

説明資料の47ページ、児童手当事業についてお尋ねをいたします。

「支給児童数の減による減」というふうなことが書いてありますので、ちょっと不安がっているわけですが、大体中学生まで出る。じゃ、生まれている子供の数はわかるので、ことしどれくらい要るだろうなというのは当然予算の時点で出るのかなと思いますが、マイナス19,411千円。生まれてきた子供の数がこれだけ少なかったのかなと、ちょっと心配していますが、これはどういうふうな理由で減ったのか、御説明をよろしく願います。

議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

福祉課長（橋村直子君）

当初予算の人数では、年間4万9,150人分ということで計上しておりました。それはこれまでの年度、前の27年度、26年度のマックスの人員で計算しておりましたが、今は補正しているんですけれども、年度末の予測が立ちまして、恐らく4万6,600人ぐらいに、2,500人ほど延べ人数が年間で減るということで、28,000千円の減額をしております。この傾向としましては、去年の27年度の出生が264人だったかと思いますが、その前の年がたまたま290人

だったんですよ。ここ数年では一番多くて、だから、その辺の年ごとの出生の人数は結構二百六十、二百七十人ぐらい推移していたと思ったら290人になったり、かと思えば、今260人台にまた戻ったりという形なので、所得制限とか、転入、転出もありますけれども、やはり出生数がずっと減ってきているということが、児童手当の支給額が徐々に徐々に毎年減っている状況です。

議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

3番（樋口作二君）

先ほど4万9,150人とか言われたのは、多分延べ人数で30人ぐらい少なく生まれたとすると、12カ月を掛けて360人分ぐらい減ったというふうな勘定でよろしいのでしょうか。

議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

福祉課長（橋村直子君）

30人が360人というわけではなくて、計算からいきますと、減額の延べ人数が2,549人で、それをまた12月で割ると月212人、支給人数が減っています。だから、そこら辺は全てが出生数とは言えませんが、所得制限が毎年違ったりとか、あと転入が見込まれるのがそうまでなかったとか、そこら辺で人数は全てが出生数に比例しているとは言えないと思っています。

議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

3番（樋口作二君）

出生数が全てで減ったのではないということがわかったので、安心をいたしました。

2点目です。次の13番、子宮頸がん等ワクチン接種助成事業というのがありますけれども、まず、6,000千円の減ということではなくて、実際にされたのは、これは何にもないというふうな　　どういうふうに数字を見れば。現計が21,315千円、これは使用されているというふうなことでいいのかということと、「子宮頸がん等ワクチン」とありますので、この「等」というのが何なのかを2点お尋ねいたします。

議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

子宮頸がん等ワクチン接種助成事業ということで、ここに言葉にはあらわれてきていないんですけども、ここには子宮頸がんとヒブワクチン、それと小児の肺炎球菌の事業を上げております。補正前では27,315千円の経費がかかるということで計上いたしておりましたが、

年度末までの執行見込みによる減ということで6,000千円の減を計上し、補正後21,315千円の事業費見込みということで記載をいたしております。

子宮頸がんにつきましては、今、積極的勧奨をやめておまして、ただ、予算の計上の段階では再開する可能性もあるということで100件分の予算を計上いたしておりましたが、今実際、受診をされた方が年度で4件でございます。

それと、ヒブワクチンですけれども、1,300件の計上をいたしておりましたが、実績で1,000件を超える1,060件程度、小児の肺炎球菌も1,300件の計上をいたしておりましたが、1,000件程度ということで、子宮頸がんはかなり数が落ちておりますので、3種類のワクチン等を合わせまして、合計で6,000千円の減額補正をお願いしているところでございます。

以上です。

議長（松尾勝利君）

ここで10分程度休憩します。2時25分から再開します。

午後2時15分 休憩

午後2時25分 再開

議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

質疑ありませんか。10番伊東茂議員。

10番（伊東 茂君）

2点ほど質問をさせていただきます。

今回の補正は490,000千円ほど、事業の確定とか、そういうふうなもので減額補正というふうになっておりますが、ちょっと以前説明を受けたのかどうか、私もちょっとよくわからなかったので質問させていただきますが、48ページの強い農業づくり交付金事業と産地パワーアップ事業、この減額の金額が50,562千円と、あと45,874千円と金額的に非常に大きいわけですけど、横の事業の摘要といいますが、このところに少し書いてありますけど、実際もともとの計画に比べて、こういうふうなハウスの建設とか、さまざまなミカン選果場の再編、アスパラ選別機、計量結束機導入等がもともとどういうふうな計画で、そして、こういうふうになったのか、もうちょっと詳しく教えていただけますか。

議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

農林水産課長（中島憲次君）

それでは、2つの事業について御説明したいと思いますけれども、まず、強い農業づくり交付金事業、これはトマトとかキュウリのハウスでございます。これは国庫事業です。トマトにつきましては鹿島市の方で、3名で組合をされてハウスをつくっていらっしゃいます。そして、キュウリにつきましては杵藤地区管内で3名ですけれども、この中に鹿島市の方が

1名いるという形でハウスをつくっていらっしゃいます。

このトマト、国庫事業でございますので、いろんな環境整備型のハウスということで事業費が高くついておるわけですが、当初予算ではトマトについては事業費が202,000千円ということで予算をつくっておりましたけれども、それが実施設計の段階になって、172,000千円ということになりまして、実際それを入札してみますと、落札率が68%という形になりまして、入札後が117,000千円になったというような経過をたどっております。これは2分の1補助で、国庫事業は2分の1補助ということでございますので、農家の方にとっても落札率が低くなってくると、あと2分の1は自己資金でございますので、そういうことで申請されて落札が68%ぐらいに落ちたという経過をたどっております。

それで、あと産地パワーアップ事業でございますけれども、産地パワーアップ事業はJAのミカン選果場でございます。JAのミカン選果場につきましては、杵藤地区の選果場というようなことでございますけれども、ミカンの選果機が設計段階では830,000千円強だったわけですが、これが79.16%の落札率で、659,000千円程度で落札できたというふうなことです。これも2分の1が国庫補助で、2分の1はJAの資金ということでございますので、落札率の減で事業費が落ちてきたというような経過をたどっております。

内容は以上です。（発言する者あり）

パワーアップ事業につきましては、当初設計が……（発言する者あり）済みません。事業費はおっしゃるとおりで、落札で落ちてきたというようなことでございます。

以上です。

議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

10番（伊東 茂君）

ありがとうございました。今、市長からちょっと小声で出されていましたが、私も事業費自体が縮小されているんだったら何でかなと思ったんですけど、落札率がちょっと低目に60%台、70%台となったということだったら納得をいたしました。

次ですけど、30番の肥前浜宿街なみ環境整備事業、こちらのほうの修景事業申請の減ということで12,971千円というふうに出ているわけですが、毎年少しずつ街環という形で民間の住宅と、そのエリア内に入っていらっしゃる方、いろいろ屋根であったり外壁であったり、いろんなところを修復していくわけですが、当初どのくらい計画をされていて、そして今回、申請が減ったということですが、こういうふうになったのか、件数、それと金額等わかったら教えてください。

議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

肥前浜宿街なみ環境整備事業の今回の補正の減額で12,971千円ございますけれども、これは大きく2つの減額の内容がございます。まず工事請負費、これは道路の美装化ですね。これが通常やっている部分がマイナスの1,805千円減額をしております。

そして、もう一点ですけれども、先ほど議員が申されました修景事業ですね、個人の建物に対しての修景事業が、当初4件希望ございました。4件ございまして、そして最終的に1件に減りまして、この金額が減額で11,447千円の減ということでございます。

あと人件費の若干増がございますので、その増減の合計額で12,971千円ということでございます。

以上です。

議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

10番（伊東 茂君）

内訳はわかりました。道路の美装化は理解できます。ただ、修景のところでは4件計画があって最終的に1件となったと。これは理由として、最初はやはり自分のところをやりたいなど思っているんじゃないでしょうか。そういう中で1件となった理由としては、自己資金の問題だったのか、どういうふうな問題で、問題といいますか、計画を取り下げる、その要因となったのは何でしょうか。

議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

都市建設課長（岩下善孝君）

修景のですね、あくまでもこれは個人の希望で、個人の事情にもよりますけれども、当初の街環でやる予定がほかの事業に変えられたとか、あとは個人がもう少し先に送りたいとか、そういう諸事情があると思います。今後、また御希望が再度、今回に含めて、このエリア内であれば、また計上をさせていただいて、修景事業につなげていきたいと思っています。

以上です。

議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

10番（伊東 茂君）

浜の方でこのエリアの中に入っている方、非常にこれで修復ができて喜んでいらっしゃる方は多いわけですね。やはり個人で屋根瓦全部をかえようと思ったら、やっぱりちょっと、それもある程度退職後の高齢に近くなってきた方とかはね。しかし、この制度があるおかげで非常によかったとおっしゃっています。

また、この肥前浜宿街なみ環境整備事業は、ある程度の期間、それから次、延長という形

に現在はなっております。また来年度、新年度当初予算は見なければいけませんけど、このあたり予算額としては例年並みに持っていけるのか、それをちょっとお聞きしておきたいと思えます。

議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

都市建設課長（岩下善孝君）

お答えしたいと思います。

肥前浜宿街なみ環境整備事業は、御存じのとおり、内示率がやはり下がっておりまして、その中で申請自体を丸々受けられない部分もあると思えます。特に美装化も含めてですね。

今回、期間中に申請が出ている分も個人の諸事情とか含めて減額になったんですけれども、今後も、先ほどありましたとおり、通常、計画の中で申請が出た部分は御相談に応じて、地元のNPOの設計士会の方の協力を得ながら、どのような形で予算の限度額の範囲内で行えるかというのを勘案して進めていきたいと思えますので、これはできる限り申請が出た分は、その年は無理でも翌年度に回すとか、そういう形で現場のほうに実現できるように進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（松尾勝利君）

10番伊東茂議員。

10番（伊東 茂君）

ありがとうございます。建築士会の方とお話をしても、もちろん期間内にこれが全て終わるといふことじゃないと思えます。ずっとやはり次から次に少しずつ出てくるのかなと思えますけど、これは本当に始まった当初からもう相当の数の家屋、修復がなされてきて町並みが非常によくなってきています。それと同じように道路の美装化についても、私は非常にいい取り組みをしていただいていると思っておりますので、また継続的にお願いします。

最後に、35番の伝統的建造物群保存地区対策事業、これも15,060千円の減額となっております。修理等の補助金の減となっておりますが、今後予定されている重伝、伝統的な建物、そういうふうなのがどのくらい今計画を立てているのか、それをお聞きして最後の質問にしたいと思えます。

議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

都市建設課長（岩下善孝君）

お答えしたいと思います。

先ほど答弁しました肥前浜宿街なみ環境整備事業は国土交通省の事業でございます、この伝統的建造物群保存地区対策事業、特に建物の修理関係は文化庁による事業でございます。

この2本立てで、今、肥前浜地区の街なみ活性化に向けて進めておりますけれども、この伝統的建造物群保存地区対策事業につきましては、大体年間5棟前後を希望されまして、その範囲で進めてきております。希望された内容、建物をほぼ一巡して少し落ちついたところでございます。

今後の計画と今の建物のですね、特に保存物件と言いますけれども、これが大体、数の捉え方、所有者なのか、建物の数なのかによりますけれども、総体的に五、六割ぐらいいっているかなと思っています。残りの数が全て傷んですぐ修理かということであれば、それはケースによって建物の状況は違いますので、手を入れなくていい部分もあると思いますので、ここは毎年必ず何棟やるというんじゃなくて、あくまでも希望をとりながら、地元の水とまちなみの会等の地元組織等もでございますので、そういう組織のお声を聞きながら、地元の施主さんの声を吸い上げて、そして予算に計上して修理を進めていきたいと思っております。

以上です。

議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。7番稲富雅和議員。

7番（稲富雅和君）

私も何点か質問させていただきます。

まず、きょうの議案説明資料の47ページ、16番、農業委員会費であります。制度が変わって1年ほどたつわけでありまして、農業委員の皆様には報酬が上がるというのはよしとしまして、今回、成果の実績ということで県より財源が来て、それに伴って4,052千円の報酬の増ということであります。

この説明資料には、農地集積、遊休農地の発生防止・解消に応じた報酬の増ということがありますけれども、もう少し詳しく内容を教えてください。

議長（松尾勝利君）

江口農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（江口清一君）

農業委員会一般管理事業の中で、農業委員の成果実績といたしまして、報酬額の増ということで増額補正をいたしておりますが、これは昨年、平成28年4月に新制度に鹿島市農業委員は移行いたしております。これに伴いまして、12月議会で特別職の報酬の条例改正をお願いしたところでございますが、その中で、年額のほかに成果に応じて加算額をお支払いすることができるというふうな形での条例改正をお願いしたところでございます。これが平成28年度に、国のほうで新しく計上されました農地利用最適化交付金というものでございまして、これは大きく2つの内容に分けられます。1つは、農地利用最適化推進委員さん方が活動された活動実績に応じて交付されるものでございまして、鹿島市の場合は報酬ということではなくて、費用弁償ということの財源に充てるということにしております。

もう一つは、農業委員の活動の成果実績といたしまして、担い手への農地の集積と遊休農地の発生防止・解消の成果に応じまして、交付をされるものでございます。

農地の集積と遊休農地の発生防止・解消につきましては、平成25年度末の実績から28年度中の目標面積が設定されます。これにどれだけ達成したかということで評価をされるところでございまして、鹿島市の場合は、遊休農地の発生防止・解消につきましては成果実績としては上げることができなかったんですが、担い手への農地の集積につきまして成果が上がったということで、達成度に応じまして農地利用最適化交付金が4,000千円交付をされるというものでございます。この分につきましては、農地利用最適化推進委員、農業委員さん方に報酬の年額に加算される分ということで、任命権者が定める予算の範囲内での報酬としての支給ということになっております。

ちなみに、鹿島市におきましては、農地利用最適化推進委員さん、農業委員さん方31人なんですが、31人に同額の報酬ということでお支払いをする予定でございます。

以上でございます。

議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

7番（稲富雅和君）

ありがとうございます。農地集積があったということでありまして、中山間地問題はなかなか厳しいものがありますけれども、遊休地の解消にはなかなか実績が上がらなかったということもあります。

今後、見込みといたしますかね、今、新しい制度になって、農業委員さんも非常に活発に動かれているというのはよく見えるところでありますけれども、今後もこういった形で集積や遊休農地の解消になった場合には、県からは予算が来るという理解でよろしいでしょうか。

議長（松尾勝利君）

江口農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長（江口清一君）

今後、平成29年度以降につきましても国のほうで農地利用最適化交付金事業実施要綱が定められておりますので、それに基づきまして交付されるものというふうに理解しております。

議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

7番（稲富雅和君）

次です。補正予算書のほうから70ページです。

この補正予算書のほうでは項目でちょっと探し切れませんでしたけれども、3目の農政事業費ということで、私たちにはこの委員会資料が渡されておりまして、その中で農商工連携事業です。産業活性化や販路拡大等の総合的な事業確定で減額9,794千円から3,323千円、約

6,000千円の減額ということでありまして、この大きな減額になった理由を説明いただきたいと思っております。

議長（松尾勝利君）

江島産業支援課長。

産業支援課長（江島裕臣君）

お答えします。

今回の減額補正でございますけれども、一番大きなものとしたしましては、旅費を減額補正、予算書のほうは3,000千円が載っておりますかと思っておりますけれども、した分でございます。

この中身、要因でございますけれども、大きく3点ほどであろうかというふうに考えております。まず1点目が、ことし6月でございますけれども、上海の青浦区のほうから農業視察交流団ということで、こちら鹿島のほうに来られました。逆に去年は、こちら鹿島市から行ったというような経緯がございまして、今回はそういうことで、海外に出向くことがなかったというのがまず1点。

あと昨年と比較しますと、昨年が東京で開催されます全国規模の見本市、これが準備、撤収等を含めると大体1週間程度かかるわけなんですけれども、去年は2回これに出店しております。ことしはこれを1回に減らしまして、まずは足元からということで、ことしは県内のほうで開催されます商談会のほうに市内の6事業者の方と一緒に出店しまして、このサポートというような形で産業支援課も動いたというものでございます。

もう一点が首都圏事務所のほうに派遣職員が行っておりますけれども、この職員が派遣から今、丸3年となりまして、若干事務所内でのポジションも変わったと申しますか、本年度に関しては佐賀県の業務も担いつつ、市が行います首都圏での業務というのも彼が動いてくれたというようなこともあって、昨年ほど旅費を使わずに済んだというようなのが大きな要因であったかというふうに考えております。

予算執行に関しましては、その重要性、また必要性、これを慎重に見きわめながら着実に予算執行してきた、その結果の減額というものでございます。

以上です。

議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

7番（稲富雅和君）

中身はわかりました。見本市とか、そういうのは確実になるものを早急に検討して県内に変えた、そういう判断は非常によかったかなという思いがしております。

その中で1点だけ確認をさせていただきます。

青浦に行く予定がこっちに来ていただいたというのは、さっき答弁ありましたけれども、最初、事業予算を立てるときには、こちらから行くように計画をしていたんでしょうか、そ

こちらを詳しくお願いします。

議長（松尾勝利君）

江島産業支援課長。

産業支援課長（江島裕臣君）

当初予算の段階では、行く可能性もあろうかということで計上しておりましたけれども、今回6月に来られているんないいお話もできたということで、今回は終わっているところでございます。

議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

7番（稲富雅和君）

ぜひこれからも生産者の所得向上のために、しっかり販路拡大等をしていただきたいと思います。お願いいたします。

次です。同じ予算書の74ページです。

2目の漁港管理費であります。漁港浚渫重機使用料ほか1,620千円の減額ということであり、ここにはこの1行を書いてありますけれども、委員会資料には、塩田川河口での国の研究事業が実施され、今年度の事業を見送ったという説明がありまして、航路しゅんせつ事業ということでの項目であります。その辺も詳しく説明をお願いします。

議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

農林水産課長（中島憲次君）

航路しゅんせつにつきましては、今年度、塩田川河口につきまして、エバ船によります航路しゅんせつの予定ということで予算を上げておりました。そういう中で、ことし、国の研究事業で有明海の漁場環境改善実証事業ということで耕うんによる海底の泥の除去技術の開発というようなことで、塩田川河口で、国の事業で桁を引いて海底の泥をやわらかくして、それで海に流すというような研究事業が実施されております。それで、この研究事業がエバ船によります航路しゅんせつと内容がダブるというようなことでございましたので、今年度は国の事業が実施されたことに伴いまして、市の単独事業であります航路しゅんせつ事業を見送ったというような経過でございます。

以上です。

議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

7番（稲富雅和君）

はい、わかりました。

そしたら、この事業が国のほうで実施されたということでありまして。何かこの事業をされ

た後に国のほうから結果なり成果なり報告があったのか、あったなら教えていただきたいと思います。

議長（松尾勝利君）

中島農林水産課長。

農林水産課長（中島憲次君）

今回の研究事業につきましては、結果がどうなったかということはこちらのほうに報告をもらっておりませんが、国、県のほうに実績についてどうだったかということで研究の成果を求めたいと思っております。一応、市の単独事業としては来年度以降でも予算計上をしていきたいとは考えております。

以上です。

議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

7番（稲富雅和君）

ぜひ国のほうには、この結果なり成果をお聞きしていただきたいと思います。有明海の現状は非常に厳しいものがありまして、先ほど課長が言われましたように、エバ船とか国のほうでは貝桁と、その違いがある中で非常に、エバ船は船のペラで渦を掘る、貝桁は船で引っ張るというだけで、非常に動力と人動力と違いますか、大きな差がありますので、そこはしっかり精査をして、今後とも予算をつけるときには参考にさせていただきたいと思っておりますので、早急に成果をお聞きしておいてください。

最後の質問にします。75ページです。

2目の商工業振興費でありまして、その中で小規模事業者等ものづくり対策事業補助金ということで1,500千円の減額がされております。

この内容についてお聞きするわけでありまして、文教厚生産業委員会の資料には少し詳しく書いてありまして、今、中小企業の皆さんが非常に活用していただいておりますが、かしまビジネスサポートセンターのことが書いてあります。その中にも市の小規模事業者等ものづくり対策事業を実施しなかったことによる減額ということで記載されておりますので、それが内容はどうだったのか、お聞きしたいと思います。

議長（松尾勝利君）

山浦商工観光課長。

商工観光課長（山浦康則君）

お答えします。

当初、かしまビジネスサポートセンターに物づくりや販路開拓等の取り組みについて、事業拡大の相談をされた事業者に対して、事業計画書を策定いただきまして、それを審査しまして、あと助成することとしておりました。

ところが、平成28年度の小規模事業者向けの補助金として、経済産業省が2次補正予算措置により小規模事業者持続化補助金事業が継続されたことにつきまして、国の補助を活用したことにより、市の小規模事業者等ものづくり対策事業を実施しなかったということで、減額になっております。

ちなみに、この小規模事業者持続化補助金、国の補助金ですけれども、市内で5業者の方が採択されて取り組んでおられます。

議長（松尾勝利君）

7番稲富雅和議員。

7番（稲富雅和君）

あえてここで質問させていただいておりますけれども、この実績がですね、どういったものが事業として、その5事業者がされたのか、披露も含めて答弁をお願いしたいと思います。

議長（松尾勝利君）

山浦商工観光課長。

商工観光課長（山浦康則君）

お答えします。

事業者の方は多岐にわたる事業所でございますので、個々にはありますけれども、例えば、新たな商品のパッケージとか、あと、お店の中のテーブルとか椅子のほうを購入したりとかいうふうな売り上げアップのために必要な計画書をつくられて、それが採択されて利用されているということでございます。

議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。8番勝屋弘貞議員。

8番（勝屋弘貞君）

説明資料のほうで47ページでございます。

先ほど子宮頸がん等のワクチン助成のほうで、1,000件分で4件とかいうお話があっておりましたけれども、その上の12番の麻しん・風しん・水痘予防のほうでは5,000千円ほどの減ということで、これはどれだけ見込んでいて、どれぐらいあったのか教えてください。

議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

この麻しん・風しん・水痘予防接種については麻疹、風疹と水痘の予防接種ということで予算計上いたしております。麻疹、風疹につきましては590件程度の予算に対し、実質569件の受診、水痘につきましては1,000件の予算計上をいたしておりましたが、447件ということでの実績見込みということでありまして。

この水痘につきましては、平成26年10月からの実施ということで、1歳から3歳まで2回の受診ということで、26年の年の中途から開始ということで受診者数が26年、27年については余り見込めなかったということで、28年も27年の実績を見ながらということで、少し予算不足がないようにということで多目に計上しておったところですけども、実績でやや半数程度ということになりましたので、今後はまたこういったところの推計をしながら予算計上をしていきたいと思っております。

以上です。

議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

8番（勝屋弘貞君）

しっかりとPRをしていただいて受診をふやしていただくようにお願いします。

14番の妊婦・乳幼児健康診査事業、これも7,000千円ほどの事業執行見込みで減になっていますが、これも今と同じような感じで、どれくらい見込まれていて、どれくらい受けられたのか教えてください。

議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

妊婦・乳幼児健診につきましては、主に妊婦健診の受診ということで300人の妊婦の届けということで、300人にお渡しをするという形になります。ただ、これが年度という形ではないので、年度をまたがって受診をされる方がいらっしゃいますのでということで、幾らかこれも予算不足がないようにということで予算計上しております。妊婦健診につきましては14回の健診の受診票をお渡ししているところでございます。

以上です。

議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

8番（勝屋弘貞君）

はい、わかりました。

妊婦さんの場合は、例えば、鹿島にずっといらして受けていない方とかもやっぱりいらっしゃるんですかね。例えば、よそに引っ越していかれたから受けなかったとか、どういうふうに捉えたらよろしいんですか、その辺は。いても受けない人がいるのかどうかということですね。

議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

保険健康課長（田崎 靖君）

お答えいたします。

先ほども申しましたように、妊娠届を出されたときに14回の受診券をお渡しするという
ことでしております。

途中で転出された場合には、転出をされたところでの費用負担という形になりますので、
それは逆に転入されたときには転入されたときということで、はい、そういうことになりま
す。

議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

8番（勝屋弘貞君）

転出されたところの先でやられるでしょう。鹿島にそのままいて受診をされない方もやっ
ぱりいらっしゃるんですか。鹿島に住んだままで鹿島市民の方が14回の健診を受けない方も
いらっしゃるんですか、その辺いかがですか。

議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

保険健康課長（田崎 靖君）

妊娠届をされたときに受診票をお渡しするというので、受診してくださいということをお
伝えしておりますが、平均して14枚お渡ししているところですけども、全体を平均する
と使われていらっしゃる枚数が9枚から10枚程度だと思っております。ですので、全部使い
切る方もいらっしゃるんでしょうけれども、平均してそういう形ですので、できるだけ受診
をしていただくようにということをお伝えはしているところであります。

以上です。

議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

8番（勝屋弘貞君）

そうですね、できるだけ受診を実施していただくように、ずっと勧めていただければと思
います。

じゃ、最後に、50ページの33番、34番、事業見送りによる減ということで、SEI-Net
システムというのが事業見送りになっていますけど、これってどういうものだったでしょう
か。

議長（松尾勝利君）

染川教育次長。

教育次長（染川康輔君）

お答えします。

事業概要等に事業見送りによる皆減と、S E I - N e tシステムとありますが、これは佐賀県の教育情報システムのことでございます。

今回、事業見送りをした理由につきましてですが、御記憶の方もあるかと思いますが、昨年6月にこのS E I - N e tシステムへの不正アクセス事件というものが起きまして、その報道がなされたところです。

このS E I - N e tシステムへの接続については、28年度の当初予算で計上しておりましたけれども、こういった事件があったということを受けて、市としてはこの予算をちょっと安全性が確認できるまでは凍結しようということになりました。

県の対応を見守ってきたところなんですけれども、昨年12月27日に県のほうが第三者機関あたりの答申を受けまして、県の学校教育ネットワークセキュリティー対策の実施計画というものを策定されたところです。

今後は市としてセキュリティーの強化については対策を打っていかなければならないんですけども、28年度につきましてはちょっと準備の時間がないということで全額を落とさせていただいたという経過でございます。

以上です。

議長（松尾勝利君）

8番勝屋弘貞議員。

8番（勝屋弘貞君）

はい、わかりました。じゃ、今後、安全性が確認されれば接続するという方向性でいいということですね。新年度予算を見ていてちょっと載っていなかったようだったので、どうだったのかと思って質問しました。

以上でございます。

議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

14番（松尾征子君）

何点かお尋ねをしたいと思います。

まず、補正予算書の62ページです。

母子福祉費というのがありますが、ここで減額で上がっておりますが、この内容でお尋ねをしたいと思います。母子家庭高等職業訓練促進費給付金ということで上がっておりますが、まず、この事業の内容を説明してください。

議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

福祉課長（橋村直子君）

この事業は、ひとり親家庭の母親でも父親でもよろしいんですが、高等職業訓練といって

保育士の資格だったり看護師の資格だったりという、そういう資格を取るためにお仕事をやめて入学された方たちに、非課税世帯だったら月100千円、課税世帯だったら70,500円を支給する事業でございます。これが一応上限3年間となっております、例えば、看護学校だったら、その中から30千円の通学費を払われ、残りの70千円が生活費に充てるというような、ひとり親の技能訓練の支援事業でございます。

議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

14番（松尾征子君）

訓練を受けていただくのは本当にいいことですが、その後の対応のことでお尋ねをしたいと思いますが、こういうふうにして訓練を受けて、後どこかに就職をしようという場合の、その確固とした保障があるのかどうか。訓練を受けただけで、後、確実に安心していけないというような状況、それから、例えば入っても、十分生活できるだけの保障のないような職場が多いということで、せっかくのこういう訓練の後の対応が不十分な面も多々あるような気がするんです。これは母子家庭だけじゃありませんね、ほかの職業訓練の問題もありますが、そういう面で、この母子家庭については後の対応まで御指導なりなさっているのかどうか、その辺についてお尋ねをします。

議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

福祉課長（橋村直子君）

まず、福祉課の生活保護係のほうに就労支援員が1人おります。就労支援のほうは生活保護だったり生活困窮者の方たちの就労自立支援をされているばかりではなくて、こういうひとり親の家庭だったり、そうではなくて、福祉がかかわっている児童の保護者だったり、就労支援等も行っておりまして、今この事業に関しては、ことしはお一人ですが、昨年かおとしまでは二、三人ずついらっしゃって、3年間かかって修了後、就労されているというふうに聞いておりますので、就労支援に関しては、もしよろしかったらそういう形で、福祉課のほうの就労支援員や、生活困窮者自立支援事業の社協のほうでも対応しております。

議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

14番（松尾征子君）

今は母子家庭のみでなく、ほかの皆さん方も就労の場合に、十分に一つの職業について生活できない状況の雇用というのが非常に多いですね。そういうことで今、国としても雇用がふえたと言いますが、そういうパート的な雇用がふえただけで本当に保障できるものがないという、ちょっと嘆かわしい状況がありますがね。

特に母子家庭の御家庭、ひとり親家庭のところとかね、そういうところなんかはやっぱり

ある程度の保障がないと生活できていかないし、子供たちの教育の問題にも大きな影響が出てくるわけですからね。そういう面で私は、ぜひそういう就労の指導というのを積極的にやって、もちろん御相談にいらっしゃるところにはあると思いますが、具体的に最近そういう指導をして入っていただいて、こういうのについてなさっていますよという把握がされている分がありますか。

議長（松尾勝利君）

橋村福祉課長。

福祉課長（橋村直子君）

最近では生活保護世帯に関しては、何度就労支援をしても適した仕事が見つからないという方たちがいらっしゃったんですが、生活困窮者自立支援事業のほうに申し込みされた方たちに関しては、幾つか紹介をするうちに就労につながって自立になったというのが、ここ何度かあります。具体的には、普通の一般的な会社なんですけれども、それとか、あと母子家庭の方たちに関しては、ちょっとここに持ち合わせはありませんが、今かわかってもらったのがここ数年、毎年10人ずつぐらいなんですけど、ほとんど就労の相談があった分については完了してしまって、ほかにいらっしゃらないというような状況がありますので、支援員からもそういうふう聞いておりますので、もし母子家庭だったりじゃなくても、就労支援が必要な方がいらっしゃったらぜひ相談に来ていただいて、こちらはその方に適したものを1人ずつ対応できるんじゃないかなと思っておりますが、余りにも多いとちょっと厳しいところもありますけれども、一応ハローワークにも付き添っていったり、あと面接にも一緒に同行したりなど、いろいろ相談支援はしております。

議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

14番（松尾征子君）

女性の方が一日に幾つもの仕事を変えないと生活できないというような状況でなされている方は非常に多くと行っていいでしょうね、いらっしゃいます。そういう方たちになりますと、本当に子供たちの問題にも触れることができないというような、いろんな影響が出てくるわけですので、せっかくこういう訓練がありますので、その後の対応まで、いろんな企業、その他、就労させていただくようなところとも市としても交渉しながら、そして、後までの面倒が見られるような体制を、忙しいとは思いますが、ぜひとっていただいて、そういう皆さんの保障ができるようお願いをしておきたいと思っております。あとは申しませんが、せっかくの制度がありますので、それを生かす。そして、本当に皆さんが安心して、それを生かしていけるような体制をつくるまでやっていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

次、80ページです。

これは、以前も意見を申し上げてきておりますが、都市計画総務費の中で肥前鹿島駅のトイレの清掃委託ということで上がっていますがね。

私は、この肥前鹿島駅のトイレが非常に皆さんから要求が、トイレを新しくしてくれという要求があったことで、要求を続けてきましたし、皆さんの要求の中でトイレができたのはよかったんですが、今の時代にあのトイレのね、トイレができたからいいということじゃなくて、以前も申しましたが、最近のトイレは温座、温かいトイレですね。それとウオッシャーなんかがつけられたトイレになっていますが、肥前鹿島駅のトイレはそれがありません。あそこは観光のお客さんも多いし、特に今のような寒いときになりますと本当にトイレを利用はしますがね、非常に冷たいですよ。私は、あれは改良できるんじゃないかと思うんですよ。温かくし、それからウオッシャーをつけるとかね。ウオッシャーまでいなくても、温かくするということが大事じゃないかと思いますが、その辺について、岩下課長ですかね、そこは。ぜひせつかくあれだけでできていますので改良をしていただくことができないのか、これはもう本当、誰もそうおっしゃっています。ぜひ早急にしてもらいたと思いますが、いかがでしょう。

議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

以前から言われている温便座トイレの設置ということで御希望が質問等でございましたけれども、できるところは、温便座のところは特に室内、公共施設の室内についてはつけているところが多いと思います。

ただ、外といいますと、やはり温便座は多少高価なものでございます。それが盗難とか、そういう可能性もございまして、あとは、ちょっと和式もトイレの中には当然、和式と洋式、市内の中で設置しておりますけれども、洋式だとやっぱり直接座るといのが嫌だという方も中にはいらっしゃいますので、そういうところは和式の御希望が多い面もございまして。

ただし、議員が申されているとおり、市内の公共施設の中で温便座は特に多目的のトイレ等については、現場を見ながらどうしてもというところは検討して、そして設置できるところは対応していく必要があるんじゃないかというふうには考えております。

以上です。

議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

14番（松尾征子君）

和式とか洋式とか、あそこは洋式になっていますからね。それで、ああいう状況やったらですね、この寒いときは、みんなが直接座るのが嫌で汚すんですよ。大体ここでどうしてど

うしてというわけにいきませんがね、私もよく利用させてもらいます。特に早朝はあそこはちょっと便利です、どこでもない。しかし、時々入ってやっぱり恐らく直接つけるのが嫌だね、何と表現したらいいでしょうか、直接つけないわけで、便座が濡れたり汚れたりしているんですよ。そのときは後の掃除をしてこんといかんわけですけど、そういう状況です。

ですから、直接つけるのが嫌だとおっしゃる人は、そこはつけるようになっていきますので、特に温かいとをつけても、冷たいときよりまだいいわけですから、ぜひね、今は上だけでも温かいのをつけるようなのとか、簡易なのだってあると思いますよね。だから、その辺は皆さん専門家で検討していただければいいわけですから、特にあそこは駅ですからね、いろんなところからのお客さんもいらっしゃいますし、もちろん外国のお客さんもいらっしゃるでしょう。いろんな人がいらっしゃるわけですから、せっかくできたところですので、より皆さんが使いやすいようなものに私は改良を急いでいただきたいということをお願いしておきます。すると言いますか、ここで。まだ無理ですね。はい、いいです。ぜひそれはしていただくものだとは信じたいと思います。

次に、これまでも言ってきましたが、先ほどから出ておりますが、市営住宅の問題です。ここでは土地の問題が出ていますが、私はどうもいまだに、今までにも何度も言ってきましたが、この市営住宅の建設について、PFIの対応だということですとそれと取り組んでいかれるということに進んでいるようですが、私はどうしてもこのPFIの対応というのは、以前からも言ってきておりますが、本当にそれでいいだろうかという気がするんです。特に30年間云々ということ業者とか、会社ができるというようなことで、私は本当に30年間これが安心してやっていけるのかというような気がしてなりません。まだ鹿島市も初めての対応ですからね、何と言えないと思いますが。例えば、やっていく、やっていけないにしても、途中で何か問題が起きたときに会社と市との関係でいろんなことが起きてくるんじゃないかなというふうな心配もあります。やっぱり今の方式でやっていくということのお考えは変わらないのかどうか、私にしてはどうしても納得いかないの、お尋ねをします。

議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

PFIの事業については、昨年度から特に議会のほうへも全員協議会、そして本会議等の中でも周知、あるいは説明をしてきたところでございます。結論を申しますと、PFIで事業を臨ませていただきたいというふうに判断をいたしております。

先ほど御質問の中で、スケジュールも今年度から30年度末に、入居に向けて進めていきたいというふうに事業計画を進めておまして、30年間の中で不安材料もあるのじゃないかという声も確かにございますけれども、そういう部分については、今年度、実質市内、市外の

P F Iに向けた、業者の方をお招きしての説明会を行いまして、その中でP F Iについての考え方、そして今後の方向性も説明しております。途中で、仮に何かそういう問題があった場合、行政と事業者の方の役割分担、つまり問題、リスクが出た場合の分担の考え方も業者の方に説明をして、疑問点等があれば質問期間を設けて、それに対する対応も行って現在に至っておりますので、新規市営住宅の建設についてはP F I事業で進めていきたいということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

14番（松尾征子君）

今回取り組んでいただく業者の中には、P F Iに対応して取り組まれた方たちがいらっしゃるんですかね。私は恐らく市内の業者の人だったら初めてではないかと思いますが、例えば、それに市外からとかも参入されればそれはわかりませんが、そういう面でのいろんな疑問点だとか何だとか言っても、私は明らかにならないんじゃないかと思うんですよね。

だから、もうこれ以上言いませんが、30年先、皆さんもいらっしゃいませんよね。いや、まだ生きとんしゃっかわからんけど、ここにはいらっしゃいませんよね。私たちなんてもうこの世にいないかもわかりません、いないですよ、100歳超えますから。しかしね、そういうことはどうでもいいですが、責任をやっぱり持たんといかんわけですね。

例えば、今、公共下水道をやられておりますが、最初の取り組みのとき、私は初めてのときおりまして、どうろこうろしよったら誰が計画したかて言わるっけん、ちゃんとしてくださいよと、ほかの議員に言ったことを思い出しますが、まさにこれも長期にわたってのこういう問題ですから、途中で何かあったとき、何でがんとばしとったとやというようなことがないように、今取り組んでいらっしゃる人たちがずっとやるわけじゃないですので、そのところはちゃんとして、ずっと受け渡しをしながら問題が起きないように、一番は市民の人たちに迷惑のかからないように、極端にいけば業者の人に迷惑がかかることだって、ないとは言えないわけです、今まで結果を見た人はいないわけですから。

だからそういう面では、やっぱりどうしても進めるとおっしゃるのなら、そのところは十分に慎重に責任を持ちながら取り組んでいていただきたいということを言っておきますが、私はやっぱりこれはどうしても納得いかない事業です。

もう一つです、済みません。ここには出ていませんが、キンパンカの状況は今どうなっているんですか。今年度、キンパンカの流通状況は。わかったら教えてください。

議長（松尾勝利君）

これは補正予算ですので質問事項に入っておりません。別のところで質問をお願いしたいと思います。

14番（松尾征子君）続

でも、今の予算の中でどういうふうに動いているかというのは、だめですか。

議長（松尾勝利君）

補正予算です。この項目の中にも入っておりませんので、別のところで質問をお願いします。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第16号 平成28年度鹿島市一般会計補正予算（第5号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第16号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。午後3時45分から再開します。

午後3時36分 休憩

午後3時45分 再開

議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第12 議案第17号

議長（松尾勝利君）

次に、日程第12 議案第17号 平成28年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。栗林環境下水道課長。

環境下水道課長（栗林雅彦君）

それでは、議案第17号 平成28年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案書は38ページでございます。

補正予算書で御説明いたしますので、お手元に御用意をお願いいたします。

今回の補正の主なものは、人件費の確定見込みと事業費の確定見込みに伴う増減などを計

上いたしております。

それでは、別冊の補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,139千円を減額し、歳入歳出それぞれ1,103,939千円といたすものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

また、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」によるものでございます。

2ページをお開きください。

2ページと3ページは、歳入歳出予算補正でございます。

4ページをお開きください。

4ページは、先ほど申し上げました第2表 繰越明許費でございます。

今回は、小舟津・鹿島汚水幹線管渠築造工事でございますが、これは予定されておりました宅地分譲地の中に配管を通すものですが、分譲地の区画割りがおくれまして、これが大分遅くなるということになりましたために、今回、繰り越しをお願いいたすものでございます。

5ページをお開きください。

5ページと次の6ページでございますけれども、これは予算の事項別明細書でございます。説明は省略させていただきます。

7ページをごらんください。

歳入でございます。

1款1項1目、下水道費負担金でございます。受益者負担金は、前年度工事の完成したところに賦課いたすものでございますが、一部、前年度繰り越し工事となったため、減額いたすものでございます。また、受益者負担金の滞納分につきまして徴収ができましたので、徴収分の増額を計上させていただいております。

8ページをお開きください。

4款1項1目の一般会計繰入金でございますが、今回の事業費の確定に伴い減額いたすものでございます。

9ページをごらんください。

7款1項1目の公共下水道事業債でございますが、事業費の確定見込みに伴う財源の組み替えを行っているところでございます。

10ページをお開きください。

1款1項1目の総務管理費でございますが、前年度の繰り越し工事に伴い、賦課が次年度となった分がございましたので、受益者負担金一括納付報奨金も減額をいたしております。

委託料、使用料、償還金利息及び割引料とも事業費の確定に伴う減額をいたしているところ
でございます。

3目・浄化センター費でございますが、脱水ケーキの運搬・処分料の確定見込みにより減
額をいたしております。

11ページをごらんください。

1款2項1目の建設事業費でございますが、人件費の確定見込みによる減額と委託料や工
事費等の確定見込みに伴う増減を計上いたしているところでございます。

12ページをお開きください。

2款1項1目の元金でございますが、これは財源の組み替えを行っているところござい
ます。

また、2目の利子でございますけれども、28年度の借り入れ分の利率が確定いたしました
ので、3,637千円を減額いたすものでございます。

13ページ以降は、給与費の明細書でございますので、説明は省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、平成28年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3
号）の説明を終わります。御審議、よろしくお願いいたします。

議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第17号 平成28年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松尾勝利君）

着席ください。起立全員であります。よって、議案第17号は提案のとおり可決されました。

日程第13 議案第18号

議長（松尾勝利君）

次に、日程第13・議案第18号 平成28年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第4
号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。田崎保険健康課長。

保険健康課長（田崎 靖君）

それでは、議案第18号 平成28年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

議案書は39ページです。

お手元に配付の補正予算書により御説明いたしますので、補正予算書の御用意をよろしくお願いいたします。

今回の国民健康保険特別会計における補正の内容は、今年度の最終補正ということで保険税額の見込み、交付金額等の確定や決算見込みに伴うものとなっております。

補正予算書の1ページ目をお開きください。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ46,763千円を追加し、補正後の予算の総額を4,914,148千円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、2ページから5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりです。

6ページをお開きください。

6ページと次の7ページは、今回の補正予算の事項別明細書です。説明は省略いたします。

8ページをごらんください。

ここからは歳入になります。

1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税については、国保税の現年課税分の収入見込みにより医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、合わせて36,000千円増額し、滞納繰り越し分は医療給付費分、後期高齢者支援金分を9,000千円減額するものです。

また、2目の退職被保険者等国民健康保険税についても、収入見込みにより1,900千円を減額いたしております。

9ページをお開きください。

3款1項1目の療養給付費等負担金は、現年度分、過年度分、合わせて101,644千円増額し、補正後の金額を792,458千円といたします。療養給付費等負担金及び後期高齢者支援金分並びに介護納付金分の額の確定に伴い、増額をいたしております。

2目の高額医療費共同事業負担金は、決算見込みにより2,684千円を増額いたしております。

3目の特定健診等負担金も、決算見込みにより1,303千円を減額いたしております。

10ページをごらんください。

3款2項1目の財政調整交付金は、15,699千円を増額し、補正後の額を614,995千円とするものです。内容は、普通調整交付金のうち、療養給付費等交付金を決算見込みにより増額し、後期高齢者支援金分、介護納付金分を減額いたしております。

11ページをお開きください。

4款1項1目の療養給付費交付金は、29,111千円減額し、補正後の額を95,432千円といたしております。内容は、医療分と財政調整分の交付金額の決算見込みによる減額と2節・過年度分の増額をいたしております。

12ページをごらんください。

5款1項1目の前期高齢者交付金は、1,191千円増額し、補正後の額を793,309千円といたします。内容は、交付額の決定に伴い、医療分を増額し、後期高齢者支援金分を減額するものです。

13ページをお開きください。

6款1項1目の高額療養費共同事業負担金は、2,684千円増額し、補正後の額を28,514千円といたします。決算見込みによる増額です。

2目の特定健診等負担金も、決算見込みにより1,478千円減額いたしております。

14ページをごらんください。

6款2項1目の財政調整交付金は、決算見込みにより第1種を1,589千円、第2種を4,296千円減額いたしております。

15ページをお開きください。

7款1項1目の高額医療費共同事業交付金は、431千円を減額し、補正後の額を157,541千円といたしております。交付金額の決定に伴うものです。

2目の保険財政共同安定化事業交付金も、額の決定により72,374千円を減額し、補正後の額を993,233千円といたしております。

16ページをごらんください。

9款2項1目の一般会計繰入金は、決算見込みにより8,585千円を増額するものです。

17ページをお開きください。

11款4項6目の雑入は、生活習慣病予防教室参加者負担金など242千円を減額いたしております。

18ページをごらんください。

ここからは歳出について御説明いたします。

1款1項1目の一般管理費は、職員の人件費の決算見込みなどにより3,864千円を減額いたしております。

19ページをお開きください。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費は、142,000千円を増額し、2目の退職被保険者等療養給付費は、18,000千円を減額いたします。

3目の一般被保険者療養費は、2,000千円を増額し、4目の退職被保険者等療養費は300千円を減額いたしております。全て決算見込みによる補正であります。

20ページをごらんください。

2款2項1目の一般被保険者高額療養費は、財源の組み替えを行っております。

2目の退職被保険者等高額療養費は、決算見込みにより500千円増額いたしております。

3目の一般被保険者高額介護合算療養費は、決算見込みにより510千円を増額いたしております。

21ページをお開きください。

3款1項1目の後期高齢者支援金と、次の22ページの6款1項1目の介護納付金は、財源の組み替えで増減はございません。

23ページをお開きください。

7款1項1目の高額医療費拠出金は、9,130千円増額いたしております。

2目の保険財政共同安定化事業拠出金は、79,348千円を減額し、補正後の額を986,260千円といたします。決算見込みによるものでございます。

24ページをごらんください。

8款1項1目の特定健診等事業費は、特定健診事業及び特定保健指導事業の決算見込みにより6,552千円を減額いたしております。

25ページをお開きください。

8款2項1目の保健衛生費は、医療費通知に係る委託料の決算見込みにより140千円を減額し、2目の療養費は、はり、きゅう施術助成の決算見込みにより246千円減額し、3目の保健推進費は生活習慣病予防教室委託料などの決算見込みにより2,685千円減額いたしております。

26ページをごらんください。

11款1項3目の償還金は、過年度特定健診等負担金の確定により998千円を増額いたしております。

27ページをお開きください。

12款1項1目の予備費は、今回の補正の財源調整のために2,760千円を増額いたしております。

以上、説明しましたとおり、今回は保険税及び交付金や保険給付費等の決算見込みによる補正となります。

28ページから31ページまでは給与費の明細となっております。説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願いたします。

議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。9番角田一美議員。

9番（角田一美君）

二、三点、質問いたします。

今回、国からの交付金とか補助金、そういったものが確定して、あと残り期間での国民保険税の確定分、あるいは国庫支出金、あるいは保険給付費の見込みをされて、先ほど説明を受けたやつでは歳入歳出合ったようになっておりますけれども、昨年の27年度、赤字が出ておりました、繰り越し赤字というものが207,500千円ほどあったわけですが、これは年度当初に28年度の国庫支出金のほうから相手科目として計上されておまして、この6ページの歳入歳出事項別明細書の歳入事項では、1款の国民健康保険税と国庫支出金が、今回、補正で25,100千円と118,724千円補正されています。あと、4款から11款はそれぞれ決算見込みで確定をしたということで、今後変わる予定としては1款の国民健康保険税と国庫支出金だろうと思います。

それと、次の7ページ、これも費用がそれぞれ確定したということで総務費も確定し、それから3款から12款まで確定している。確定していないのは、今後支払われる保険給付費ですね。これだけが確定していないだろうと思います。

歳出の予備費の27,122千円、これは前回までの差し引きで要らないやつで、今後不要であればそれが決算ではゼロで上がってくると思うんですけれども、問題は6ページの国庫支出金、今回118,724千円ほど増額補正して、総額1,440,006千円になっておりますけれども、昨年度の国庫支出金と比べますと325,947千円ほど増額、325,000千円ほどふえておるわけですね。その中には、先ほど申し上げました前年度からの赤字、いわゆる繰り上げ充用金が207,506千円ほど入っていますから、実質118,439千円ほどふえております。これが果たして国庫支出金として入ってくるのかどうか。

というのは、28年度の決算見込みとしてどのくらいの赤字が、現時点では想定されないんでしょうけれども、27年度の赤字の207,508千円のほかに28年度としてどのくらいの決算、上積みになるのか、あるいは27年度の決算の帳尻合わせとして国から新たに別途、28年度になって国庫支出金等が増額になって、実質、前年度の繰り越し赤字が減るのか減らないのか、そして28年度、どのくらい赤字が出るのか出ないのか、見込んでおられるのか、非常に難しいと思うんですけれども、大体これの帳尻を合わせるためにこの補正を組んでおられるということは、ある程度見込んでおられると思いますけれども、そこら辺、見通しを聞かせていただければ幸いです。

議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

保険健康課長（田崎 靖君）

お答えをいたします。

議員おっしゃられるように、まだ歳入においては国保税の収納が5月末までであること、また国庫の交付金がまだ決算見込みということで確定ではございません。今回、お願いしている補正予算については、収支均衡という形での補正予算の計上をいたしておるところでござ

ざいます。

また、歳出においては、現段階で判明しているのが12月診療分までの請求ということで、あと2月分の保険給付費の請求があります。これにつきましては、まだ数千万円のぶれが毎月ごとにあるということで、なかなか確実な決算見込みというのができない状況ではございます。

ただ、昨年度の単年度で150,000千円程度の赤字決算だったということに大きく影響いたしました高額な調剤費については、今年度は4月分から幾らか薬価の改定がありまして減額をしたところではございますけれども、各月ごとに幾らかずつの請求があっておりまして、今年度、あと2カ月ではございますが、年度で申しますと、その影響額というのは、昨年が半年分で180,000千円程度でございましたけれども、年度を通して150,000千円程度ではないかというふうに見込んでいるところでございます。

収支ということ、今年度単年度の収支ということでのお尋ねではございますけれども、現段階で赤字になる、マイナスになると、黒字で解消できるということは、ちょっと今の段階では申し上げられないところではございますけれども、昨年ほどの大きな赤字が出るということは現段階では想定をしていないところでございます。

以上です。

議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

9番（角田一美君）

27年度は肝炎治療費が保険対象になって、非常に新薬の保険治療がふえたことによって保険給付が一気に伸びて、それに見合う分のあれで赤字が相当出ていたんですけれども、結局、その分は恐らく年度にまたがってきておりますので、28年度に国からのいろんな拠出金なり、そういった形で穴埋めされていると思うんですね。

だから、今、いわゆるすんなり昨年の2億円の繰り越し赤字がそのままじゃなくて、それが結構、帳消しになっているといいのか。例えば、共同事業拠出金あたりを前年度と比較しますと70,000千円程度、ぽんとそこで出てきておりますし、前期高齢者交付金あたりも20,000千円ほどふえてきて、逆にちょっとお尋ねしたいのは療養給付費交付金が、大体1億四、五千万円程度ずっと来ていたのが、28年度95,000千円で、50,000千円程度、ばんで落ちているんですけれども、これは何か落ちて、これで本当にいいのかどうか、ちょっとそこをお尋ねですけれども。

支出のほうの、先ほども交付金が確定しましたと言われたんですけれども、療養給付費交付金というのが、27年度決算で言えば145,860千円程度上がっています。今年度の補正見込みでは95,000千円ということで50,000千円ほど落ち込んでいるんですけれども、制度的に変わったのかどうか、ちょっとお尋ねです。

議長（松尾勝利君）

樋口市長。

市長（樋口久俊君）

かなり御質問の向きが技術的というか、専門的な分野にわたっているんで、恐らく相当の方はおわかりになっていないんじゃないかと思えますから、ちょっとわかりやすく解説させていただきます。

いろんなところでポイントがあるんですけど、とりあえずこの話で3つ頭に置いておいていただきたいと思えますのは、1つは、これは保険税というものを納付していただきます。そうすると、正直、鹿島はあんまり納付率は高くなかったんですよ。これがいろんな方の努力で相当改善しました。これはプラスにというか、赤字の解消のほうに働きますね。それは御承知ですよ。

2つ目が、27年から大変なことが起きまして、高い薬が保険の対象になりましたですよ。これは御承知だと思います。それで高額療養費が、あっという間に2億円前後の赤字の原因になっていったということです。当時から心配をしておりましたのは、これが一体いつまで続くのか、将来どうだろうかと。一番心配しましたのは、どんどんどんどん高くなっていったパンクするんじゃないかという話。

片方、全国的な問題ですから、薬価が高過ぎるから下げないといけないという議論が全国の首長さんあたり、国民健康保険を所管しておられる方からそういう声が上がってまして、薬価が下がったんですよ。下がったといっても半分ぐらいですから、そんなに劇的に下がったわけではありません。

一方、高どまりはしていますが、心配をしたほどに劇的にどんどん上がっていないというのが、ちょっと安心材料ではあるかなと。

その2つ、あるいはいろんな細かい、例えば、国の交付金とか、いろんな共同事業からの支出金がありますけれども、それらを除きますと、今の2つからすると好転したとは言えないですけど、心配だなという感じなんですよ。

もう1つ、私たちの県には組織として統合するという方向がありまして、県全体でどうするかという話になっております。

そこで、一番心配なのは何かといたら、税率、一体どうなるんだろうかという話なんですよ。これはみんな、いろんな町の首長も心配をしていると思います。本来なら昨年の秋ぐらいに、その水準なりが告示しただけという話だったんですが、いろんな事情からおくれてありまして、早ければことしの夏ぐらいになるんじゃないかと思えます。

その前に、もう御存じのように、5月ごろに1回決算が出ますので、そのときに締めた決算の額と、それから、これから県のほうから示される税率、それらを踏まえて、その後、市の国保の会計のあり方、中心的な議論は恐らく税率になると思いますけれども、どうするか

というのを、これは皆さんも入っていただいて議論をしないとイケない、そういうふう
思っております。

一生懸命、資料を指摘いただいて、数字をお話しになっていただいているのはありがたい
んですけども、正直、まだ不安定要素が多過ぎて、数字的にあんまり言えないんじゃない
かと思って苦労していると思います。

なお、そろそろ言えるような数字だけはチェックしたと思いますので、お話をすると
思いますから、今みたいな悩ましい、しかも不透明の材料がいっぱいあるという中でお聞き取
りいただきたいと思います。

議長（松尾勝利君）

田崎保険健康課長。

保険健康課長（田崎 靖君）

済みません、お尋ねの療養給付費交付金でございますけれども、これにつきましては退職
被保険者の医療費の財源となる被用者保険、社会保険等からの交付金という形になります
制度が改正になりまして、退職被保険者制度につきましては廃止の方向ということで今、被
保険者数が年々減っているところでございます。医療費等も減ってきておりますので、この
交付金についても当初見込みより減額になっているということでございます。

以上です。

議長（松尾勝利君）

9番角田一美議員。

9番（角田一美君）

わかりました。私が言わんとするところは、ある程度、非常に保険給付費がずっと動いて
いますから、確定、なかなか決算見込み、先の二、三カ月先まで見込めないんですけども、
27年度決算で2億円と言いなながらも、26年度50,000千円、27年度150,000千円、累計の2億
円は28年度に乗っかってきているわけですけども、その2億円の繰り越しに対して、い
わゆる28年度の調整として国、県からの交付金あたりで、27年度、過去の分についての交付
金である程度どのくらい減っているのか、ちょっと知りたかったわけです。

28年度決算で新たにそこら辺、増減でしょうけど、先ほど市長が申し上げましたように、
非常に保険給付費については薬価の引き下げで、保険給付費はそういった新薬の保険適用等
もあって、28年度は27年度決算と比べて94,800千円程度の増額にとどまっている。これぐ
らにとどまって、もうここが確定すると、おのずと、あと国民健康保険税は徴収率あたりで
見込んで、ある程度見込めると思うんです。28年度決算で836,000千円というのを見込んで
ありますけど、これも前年度からすると20,000千円程度低く見てあるわけですね。

昨年度も、3月の最終補正と比較しますと、実際、決算で30,000千円から多く入ってきて
いますから、その程度しても、そこら辺がある程度見込めると、国庫支出金というものが28

年度に係る分の118,000千円がどのくらいの幅で国からの交付金が来るかによって、ある程度決算が見込めるんじゃないかと。全然 どれだけ赤字が出るかわかりませんじゃ、我々、こうやって出されても、いろいろ検討しようがないので、ちょっとわかる範囲で わかればと思って質問しました。わからなければ結構です。

これで質問を終わりにします。

議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第18号 平成28年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松尾勝利君）

着席ください。起立全員であります。よって、議案第18号は提案のとおり可決されました。

日程第14 議案第19号

議長（松尾勝利君）

次に、日程第14 議案第19号 平成28年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。田崎保険健康課長。

保険健康課長（田崎 靖君）

それでは、議案第19号 平成28年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

議案書は40ページです。

お手元に配付の補正予算書により説明をいたしますので、補正予算書の御用意をよろしく願います。

今回の鹿島市後期高齢者医療特別会計における補正の内容は、保険料や事務費等の決算見込みによるものとなっています。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ8,577千円を減額し、補正後の予算の総

額を383,673千円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出の予算の金額は、2ページと3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりです。

4ページをお開きください。

4ページと次の5ページは、今回の補正予算の事項別明細書です。

6ページをお開きください。

歳入から説明いたします。

1款1項1目・特別徴収保険料は、19,890千円減額いたしております。

2目・普通徴収保険料は、13,838千円を増額いたします。いずれも決算見込みによるものです。

7ページをお開きください。

3款1項1目の事務費繰入金は、1,546千円を減額いたしております。内容は、鹿島市の事務費繰入金と広域連合共通経費負担金の決算見込みによるものです。

2目の保険基盤安定繰入金も、決算見込みにより979千円を減額いたしております。

8ページをごらんください。

ここからは歳出となります。

1款1項1目の一般管理費は、102千円減額しております。内容は職員手当等の決算見込みによるものです。

9ページをお開きください。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料納付金などの決算見込みにより8,475千円を減額いたしております。

10ページと11ページは、給与費明細となっております。説明は省略いたします。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第19号 平成28年度鹿島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松尾勝利君）

着席ください。起立全員であります。よって、議案第19号は提案のとおり可決されました。

日程第15 議案第20号

議長（松尾勝利君）

次に、日程第15、議案第20号 平成28年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第2号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。大代総務課長。

総務課長（大代昌浩君）

それでは、議案第20号 平成28年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書は最終の41ページになります。

別冊の補正予算書により御説明をいたします。補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、人件費の決算見込みによる減額でございます。予算の総額から8,506千円を減額し、補正後の総額を1,870,169千円とするものでございます。

補正の内訳を御説明いたします。

6ページの歳入をごらんください。

歳入の内訳ですが、一般会計4,287千円の減額、公共下水道事業特別会計1,823千円の減額、国民健康保険特別会計2,294千円の減額、後期高齢者医療特別会計102千円の減額でございます。

7ページをお開きください。

補正の歳出の内訳ですが、報酬が670千円の減額、給料が1,893千円の減額、職員手当等が2,232千円の減額、共済費が3,711千円の減額となっております。

以上で説明を終わります。御審議よろしくをお願いいたします。

議長（松尾勝利君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第20号 平成28年度鹿島市給与管理特別会計補正予算（第2号）につい

ては、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松尾勝利君）

着席ください。起立全員であります。よって、議案第20号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明3月1日は休会とし、次の会議は3月2日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時27分 散会